総務警察委員会記録

開催日時 平成29年6月29日(木) 13:02~16:33

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

奥山 博康 委員長

山本 進章 副委員長

亀田 忠彦 委員

猪奥 美里 委員

松本 宗弘 委員

川田 裕 委員

中野 雅史 委員

荻田 義雄 委員

山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 辻本 総務部長

中 危機管理監

村田 地域振興部長

山本 南部東部振興監

森田 観光局長

安田 警察本部長

星場 警務部長

大久保 生活安全部長

藤本 刑事部長

宮本 交通部長

今谷 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議事

(1) 議案の審査について

≪平成29年度議案≫

- 議第48号 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議第49号 奈良県税条例の一部を改正する条例
- 議第50号 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正す る条例
- 議第56号 和解について
- 報第 1号 平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について 平成28年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書 (総務警察委員会 所管分)

平成28年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書 (総務警察委員会 所管分)

- 報第 4号 一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告に ついて
- 報第16号 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告 について
- 報第19号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

奈良県税条例の一部を改正する条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

報第20号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

奈良県個人情報保護条例及び奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一 部を改正する条例 (総務警察委員会 所管分)

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会 所管分)

≪平成28年度議案≫

議第31号 地方自治法第第179条第1項の規定による専決処分の報告に

ついて

平成28年度奈良県一般会計補正予算(第6号)

(2) その他

<会議の経過>

○奥山委員長 ただいまから、総務警察委員会を開会いたします。

本日は、人事委員会事務局長に出席いただいていますので、ご了承願います。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知くだ さい。

それでは、案件に入る前に、4月1日付で議会事務局に異動がありましたので、事務局 長から新任担当書記の紹介を願います。

- **〇上田事務局長** 新任担当書記1名を紹介させていただきます。 政務調査係長の鷹田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○奥山委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてです。

今般の組織の見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じましたので、 お手元に配付しています資料のとおり変更し、出席要求をしていますので、ご了承願いま す。

次にさきの人事異動で理事者に異動がありましたので、理事者の紹介をお願いします。 まず、総務部長より、自己紹介の後、関係課長、所長を紹介願います。

- **〇辻本総務部長** 総務部長の辻本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、総務部関係で異動のあった職員を紹介させていただきます。
 - まず、増田国際課長でございます。
- ○増田国際課長 よろしくお願いします。
- **〇辻本総務部長** 続きまして、森本行政経営課長でございます。
- **〇森本行政経営課長** よろしくお願いいたします。
- **〇辻本総務部長** それから、乾人事課長でございます。
- **〇乾人事課長** 乾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇辻本総務部長** それから、小槻総務厚生センター所長でございます。
- 〇小槻総務厚生センター所長 よろしくお願いいたします。

- **〇辻本総務部長** それから、阿部財政課長でございます。
- **〇阿部財政課長** よろしくお願いいたします。
- **〇辻本総務部長** 野村税務課長でございます。
- **〇野村税務課長** よろしくお願いいたします。
- **〇辻本総務部長** 以上でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇奥山委員長** 次に、危機管理監より、自己紹介の後、関係課長を紹介願います。
- **〇中危機管理監** 危機管理監を拝命いたしました中でございます。どうぞよろしくお願い いたします。

引き続きまして、異動のありました関係職員を紹介させていただきます。

青野安全・安心まちづくり推進課長でございます。

- **〇青野安全・安心まちづくり推進課長** 青野です。よろしくお願いいたします。
- **〇中危機管理監** 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇奥山委員長** 次に、地域振興部長より、関係次長、課長、室長を紹介願います。
- **〇村田地域振興部長** それでは、地域振興部の新任次長及び課室長をご紹介させていただきます。

まず初めに、尾登知事公室審議官(国際芸術家村整備推進担当)兼地域振興部次長でございます。

- **〇尾登知事公室審議官(国際芸術家村整備推進担当)兼地域振興部次長** 尾登でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇村田地域振興部長** 続きまして、大山国際芸術家村整備推進室長でございます。
- **〇大山国際芸術家村整備推進室長** 大山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇村田地域振興部長** 続きまして、村上地域政策課長でございます。
- **〇村上地域政策課長** よろしくお願いいたします。
- **〇村田地域振興部長** 最後になりますが、桐田文化振興課長でございます。
- **〇桐田文化振興課長** よろしくお願いいたします。
- **〇村田地域振興部長** 以上、よろしくお願いいたします。
- **〇奥山委員長** 次に、南部東部振興監より、関係課長を紹介願います。
- **〇山本南部東部振興監** 南部東部振興課長に異動がありましたので、紹介させていただきます。

元田南部東部振興課長でございます。

- **〇元田南部東部振興課長** よろしくお願い申し上げます。
- **〇山本南部東部振興監** よろしくお願いいたします。
- **〇奥山委員長** 次に、観光局長より、自己紹介の後、関係課長を紹介願います。
- **〇森田観光局長** 4月1日付で観光局長を拝命いたしました森田でございます。どうぞよ ろしくお願い申し上げます。

あわせまして、局内の異動職員を紹介いたします。

山中観光プロモーション課長でございます。

- **〇山中観光プロモーション課長** 山中でございます。よろしくお願い申し上げます。
- **〇森田観光局長** 以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- **〇奥山委員長** 次に、警察本部長より、関係部長、課長を紹介願います。
- **〇安田警察本部長** 私からは、警察本部の異動のありました部課長をご紹介させていただきます。

まず、藤本刑事部長でございます。

- ○藤本刑事部長 よろしくお願いします。
- **〇安田警察本部長** 宮本交通部長でございます。
- **〇宮本交通部長** よろしくお願いします。
- 〇安田警察本部長 木下総務課長でございます。
- **〇木下警察本部総務課長** よろしくお願いいたします。
- **〇安田警察本部長** 以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 〇奥山委員長 それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、総務部長、地域振興部長、観光局長、警察本部長の順に 説明願います。

〇辻本総務部長 それでは、今回の定例県議会に提出しました議案について、全体の概要 と総務部に関する事項について説明します。

まず、全体の概要ですが、資料「第328回定例県議会提出議案」の目次をお願いしま

す。今回提出しました議案は、平成29年度議案としては、議第47号から議第52号までの条例の改正及び廃止が6件、議第53号から議第57号までの契約等が5件、報第1号から報第20号までの繰越の報告や公社等の経営状況の報告等が20件、及び平成28年度議案として、報第31号及び報第32号の専決処分の報告が2件、合計33件です。

以下は、総務部に関するものについて説明します。その他についてはそれぞれの部局長が所管の委員会で説明することになっています。それから、総務部所管に係る条例案については、後ほど別途配付した資料「平成29年6月定例県議会提出条例」により内容を説明します。

資料「第328回定例県議会提出議案」の41ページをお願いいたします。ここから50ページまでが報第1号「平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について」です。一般会計全体で明許繰越が97件、216億8,752万円余、事故繰越が3件、2億486万円余です。総務部に関するものは明許繰越が1件、事故繰越が1件、合計2件です。

その次42ページ、明許繰越費の一番上、第2款総務費、第1項総務管理費の「県庁舎 厨房等整備事業」については、入札手続に不測の日時を要したことにより、記載のとおり 7,900万円の繰越をしたものです。

続いて50ページ、事故繰越計算書の第2款総務費、第1項総務管理費の「携帯電話等 エリア整備事業」については、事業主体である市町村の工事の遅延により、記載のとおり の繰越をしたものです。

続いて68ページ、報第19号「地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について」です。このうち総務部に関するものは、条例改正の2件です。1つ目の奈良県税条例の一部を改正する条例については、本年の4月1日から施行が必要な地方税法の改正に伴う所要の改正を3月31日付で専決したものです。

主な内容としては、個人県民税の既存の特例措置を3年延長すること、不動産取得税の 既存の特例措置を2年延長すること、過疎地域において県が車両購入の補助を行う路線を 運行する車両、いわゆる過疎バスの取得にかかる自動車取得税の課税免除を2年延長する ことなどです。

2つ目の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例ですが、本年の4月1日から施行された地方税の課税免除または不均一課税の減収 補填制度を適用する事業税等の税率の特例措置について、適用期限を延長するための所要 の改正を専決したものです。

続いて93ページ、報第20号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」です。このうち、総務部に関するものは、奈良県個人情報保護条例等の一部を改正する条例です。長いので省略していますが、これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴って、法令を引用する条文の整備を行うため、5月16日付で専決したものです。

続いて98ページは、平成28年度議案に係る専決処分の報告です。1つ目の「平成28年度奈良県一般会計補正予算(第6号)」ですけれども、県債の借入額の確定に伴って、事業間の県債額の変更を行ったものです。県債総額については変更ありません。

続いて、条例について説明します。資料「平成29年6月定例県議会提出条例」の2ページ、議第48号「奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例」です。条例案の概要は、理由欄記載のとおり、雇用保険法の改正に伴い、国家公務員退職手当法の改正に準じて、個別延長給付に相当する退職手当を支給する等のため、所要の改正を行うものです。

通常、公務員には、雇用保険法の適用が除外されていますが、若年退職や免職等により、 退職後失業しており、退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額を下回る場合は、その 差額を退職手当として支給することとしています。今回は、その給付の日数を特例により 延長する、あるいは移転費の対象者を追加するということが雇用保険法の改正で行われま したので、国の法律に準じて今回、県の条例も改正するものです。

具体的には、基本手当の給付日数の延長事由に激甚災害による離職者等を対象とする個別延長給付を追加すること、移転費の支給対象について、公共職業安定所長の紹介により就職する者に加え、公共団体や職業紹介事業者、民間の事業者の紹介により就職する者を追加すること、また、平成34年3月31日までの特例として、雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を延長する暫定措置を実施することについて、所要の整備を行うものです。

施行期日は、一部を除き公布日としています。

続いて7ページの議第49号「奈良県税条例の一部を改正する条例」です。これは地方 税法の改正を受けまして、奈良県税条例の改正が必要となったため、提案するものです。

改正案の概要は、1つは不動産取得税について、60メートルを超える居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションについて、これまでは全ての階で同じであった税額の按

分の比率、割合について、実際の階ごとの取引価格の傾向、一般的には上層階のほうが高く、下層階のほうが低いのですが、そのような傾向を踏まえて補正ができるように見直しています。居住棟全体では変わらない課税額となるようにはしています。

それから、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、または定員5人以下の事業所の保育事業の用に供する家屋について、その価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じることを定めています。

もう1つは自動車取得税について、エコカー減税の軽減内容を見直した上で、平成31 年3月31日まで1年延長する内容の改正です。

施行期日は、一部を除き平成30年4月1日としています。

続いて35ページ、議第50号「過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」ですが、本年4月1日施行の過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、 課税免除の対象業種から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加する ことについて、所要の整備を行うものです。

施行期日は公布の日としていますが、適用日については平成29年4月1日からとして います。

以上が今回提出している議案の全体の概要及び総務部所管に係るものです。よろしくお 願いします。

〇村田地域振興部長 引き続き、付託議案のうち地域振興部所管分について説明します。

資料「第328回定例県議会提出議案」42ページ、報第1号「平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について」のうち関係部分、明許繰越についてです。

まず、第3款地域振興費、第1項地域振興調整費のうち「(仮称) 奈良県国際芸術家村 整備事業」については、国の補正予算に対応するため、記載のとおり繰越を行ったもので す。

その次の「水道施設等耐震化等事業」については、事業主体である橿原市の配水池新設 事業の工事のおくれ等により、記載のとおり繰越したものです。

その次の「県域水道ファシリティーマネジメント推進事業」については、市町村水道の 経営分析を行う過程で、水道資産台帳の制度にばらつきがあり、その取りまとめに不測の 日時を要したことにより記載のとおり繰越したものです。

次の第3項文化・教育費のうち「文化資源整備活用事業」については、事業主体である 田原本町及び明日香村の史跡等整備活用事業の工事のおくれにより、記載のとおり繰越し たものです。

それから、同じ文化・教育費の中の「文化資源データベース構築事業」と「文化資源情報発信強化事業」から、次の43ページの「全国高校生歴史フォーラム開催事業」までの8事業、合わせて9事業については、先ほどの「(仮称) 奈良県国際芸術家村整備事業」と同様に、国の補正予算に対応するため、記載のとおり繰越しを行ったものです。

同じ43ページの「文化会館・美術館周辺県有施設除却事業」については、文化財発掘 調査に不測の日時を要したことにより、記載のとおり繰越したものです。

それから、49ページの第12款教育費、第8項大学費のうち「県立大学整備事業」については、県立大学の施設整備基本計画の策定に当たり、工法検討等に不測の日時を要したことにより、昨年度実施予定であった地質調査に必要な経費を記載のとおり繰越したものです。

以上で私からの説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

〇森田観光局長 総務警察委員会付託議案のうちの観光局所管の議案について、説明します。

資料「第328回定例県議会提出議案」43ページの第3款地域振興費、第4項観光費に2項目あり、「巡る奈良推進事業」については、国の補正予算に対応するもので、本年2月議会で補正予算として認めていただいたものを繰越したものです。

「奈良盆地周遊型ウォークルート造成事業」については、市町村との協定に基づき、案内サインの整備を行うものですが、地元との調整のため不測の日時を要したことにより繰越したものです。

以上2件、合計4,142万3,000円の繰越となっています。

次に、報告案件ですが、報第4号「一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告について」です。平成28年度事業報告と平成29年度事業計画とがありまして、まず事業報告から説明します。

ビジターズビューローの資料「平成28年度事業報告書」の目次の「事業報告」で挙げた「I 国内外から県内への観光客誘客促進事業」、「Ⅱ コンベンション誘致及び支援事業」、「Ⅲ 地域支援及び広報等の諸事業」の3つの柱で、ビジターズビューローで事業を進めてきました。

概要、要点のみを説明します。資料「平成28年度事業報告書」の1ページ、1つ目の 柱「国内外から県内への観光客誘致促進事業」についてで、主な取り組みは、テーマ性、 ストーリー性を重視した着地型の旅行商品を企画し、誘客の促進、あるいは奈良ファンの 拡大を図ったところです。

次に3ページですが、特に、県内への宿泊客が減少する夏と冬の誘客促進策の一つの目 玉商品として、「奈良うまし夏めぐり」「奈良うまし冬めぐり」 2 つのキャンペーンを展開 しました。社寺の秘宝、秘仏の特別公開や、奈良の魅力ある観光素材を発掘、活用して誘 客効果の高い着地型の旅行商品の企画造成を行ったところです。

次に4ページ、写真がついていますが、春日大社の第六十年次式年造替奉祝記念行事実行委員会が企画した旅行商品の販売を行いました。昨年の11月で記念事業の一連行事が終了しましたが、合計9,614人の参加を得ることができました。さらに、同じ4ページに記載の募集型の企画旅行の初めての試みとして、オフ期の宿泊推進と中南和地域の周遊利便性向上のために、「大和しかバス七変化」というバスツアーを企画実施しました。上半期の販売が伸び悩んだことから、下半期は催行を中止したところです。

次の5ページはいわゆるインバウンド、外国人誘客のプロモーションですが、観光局、 県内観光事業者等と連携して、海外プロモーションをアジア4カ所、フランス1カ所の計 5カ所で実施しました。あわせて旅行会社を招聘するファムトリップを9回行ったところ です。

8ページに進みまして、「3.インバウンド対応着地型コンテンツの商品化」ということで、外国人に興味を持たれるような体験プログラムといった着地型コンテンツの商品化を推進し、ビジターズビューローで直接旅行商品の販売をしました。販売実績は、8ページから9ページに記載している15件のとおりです。

同じ9ページの「4.外国人向けの情報発信」として、旅行案内や商品販売受付窓口として、もとの猿沢荘の建物ですが、猿沢イン営業所を設置しました。また、同じページの5番目の項目として記載のとおり、夢風ひろばに設置している奈良県観光インフォメーションセンターで観光案内、情報発信を行った実績は記載のとおりです。

次の10ページは効果的な情報収集発信と関係機関へのプロモーションですが、先ほどご紹介した旅行商品の売り込みのためのプロモーションということで、相手方として旅行会社、鉄道事業者など輸送事業者、メディア、マスコミ等へ情報発信を行うとともに、市町村、民間事業者と共同で、特に首都圏等でのプロモーションを実施しました。

次に12ページですが、広報宣伝活動の一環として、平成28年の4月にホームページ の奈良県の観光情報サイトを刷新して「あをによしなら旅ネット」として運用を始めまし た。閲覧件数が526万件と、前年の平成27年度に比べて2倍以上の閲覧件数となっています。

14ページからは、2つ目の柱「コンベンション誘致及び支援事業」です。県内外の大学や大手旅行会社への誘致活動に取り組んだほか、国際コンベンション等への開催助成も行いました。その結果、平成28年度の実績は、コンベンションの誘致をしたものと開催を支援したもの両方合わせて、260件です。

事業の3つ目の柱「地域資源及び広報等の諸事業」は19ページで、本県の観光振興に 尽力され、観光を通した地域貢献に大きな役割を担っていただいた方々7名と1団体の表 彰を行うなどの取り組みを行いました。

次に収入支出面ですが、20ページからは平成28年度の収支計算書です。決算額について、事業活動の収入は1億6,784万7,967円で、22ページになりますが、事業活動の支出は1億6,392万6,019円、収支差額は392万1,948円の黒字となっています。これに前期からの繰越金を合わせた次期繰越収支差額は1,046万4,662円です。

ビジターズビューローの特別会計として、知れば知るほど奈良はおもしろいという観光キャンペーンの特別会計があり、30ページはその収支計算書です。決算額について、事業活動収入が5,098万40円、事業活動支出が4,693万9,528円で、収支差額が404万512円です。これに前期からの繰越金を合わせた1,406万741円を次期に繰越しています。

以上が、一般財団法人奈良県ビジターズビューローの平成28年度の事業報告です。 続いて、資料「平成29年度事業計画書」で、平成29年度の事業計画書を説明します。 事業の組み立ては、平成28年度と同様の3つの柱があります。

1ページは、まず1つ目の柱「国内外から県内への観光客誘致促進事業」ですが、県内で宿泊が大変減少するオフ期の「奈良うまし夏めぐり」、「奈良うまし冬めぐり」の観光キャンペーンを引き続き、旅行会社にしっかりと販売をする取り組みを続けていきます。新たに挙げた高付加価値提案型商品の企画として、インバウンド向け、外国人観光客向けの商品を拡充して、受注型のオーダーメードにより特別体験のプログラムを実施することとしています。

次の2ページですが、旅行商品の販売促進として、国内旅行会社に対する商品販売の取り組みをさらに強化するとともに、ビジターズビューローの直接販売体制を整備して、特

に、ウエブ予約のシステムによる直接誘客のさらなる促進を進めていきます。また、海外 誘客プロモーションとして、平成29年度も海外での商談会、海外旅行会社やメディア等 を対象としたファムトリップなどにより、県と連携した外国人誘客のためのプロモーショ ンを進めていきます。

3ページですが、平成29年度のプロモーションの目玉の一つになりますが、来年度の 平成30年度には興福寺の中金堂の落慶法要があり、県と連携して、興福寺を核とした観 光キャンペーンを目玉として推進していきたいと思っています。

6ページからは2つ目の柱「コンベンションの誘致及び支援」ですが、誘致方針に記載のとおり、今年度、平成29年度の誘致目標を250件に設定しています。平成28年度は260件という高い実績でしたが、手がたく250件をまず目標に設定して進めていくように考えています。特に、県外大学へのプロモーション活動を中心として、関西の主要大学、首都圏の学会等にターゲットを絞った誘致活動を展開していきたいと考えています。また、6ページの「4. 開催支援"おもてなし"活動」に記載している各種の助成金も効果的に活用して、コンベンションの開催を支援したいと思います。

8ページですが、3つ目の柱「地域資源及び広報等の諸事業」については、引き続き、 県観光事業功労者表彰、会員向けの情報発信などにより、一層の観光振興に寄与していき たいと考えています。

次の9ページからは予算収支の関係で、平成29年度の一般会計収支予算書ですが、事業活動収入予算として、事業収入補助金等の収入など合計で、1億6,378万1,000円を計上しており、10ページから11ページにかけて記載している事業活動支出予算の合計は、1億6,908万1,000円を計上しています。

12ページは観光キャンペーンの特別会計の収支予算ですが、事業活動収入4,915万7,000円で、活動支出5,325万7,000円を計上しており、収支差額については、前年度繰越金を充当することとしています。

以上が、平成29年度の一般財団法人奈良県ビジターズビューローの事業計画です。 これで観光局所管の議案の説明及び報告を終わります。よろしくご審議お願いします。 〇安田警察本部長 それでは、警察本部所管の提出議案について、説明をします。

提出議案は、和解についてと公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の 報告及び専決処分の報告です。

まず、資料「第328回定例県議会提出議案」39ページ、議第56号「和解について

」です。公用車両の交通事故に係る奈良地方裁判所平成28年(ワ)第279号損害賠償 等請求事件について、和解することについての議決を求めるものです。

この訴訟の中身ですが、橿原警察署の捜査用車両と相手方運転車両による橿原市中町地内市道上の信号機のない交差点での出会い頭事故の過失割合を争点としたものです。裁判所から、過失割合について、県が当初主張していた割合と同じ割合である県側25%、相手方75%とする和解案が示され、相手方がこれを受け容れる旨の意思表示をしたため、県としても和解を拒否する理由がないことから、和解を受けようとするものです。

なお、県から支払われる和解金は、全額を県加入の自動車保険により対応するものです。 次に、65ページ、報第16号「公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状 況の報告について」です。こちらの説明は、暴力団追放県民センターの資料「平成28年 度事業報告書」及び「平成29年度事業計画書」に基づいて説明します。

まず、平成28年度事業報告について、資料「平成28年度事業報告書」の1ページですが、暴力団情勢については「1 概要」のとおり、依然として厳しいものがあり、暴力団追放県民センターでは、暴力団のいない日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現に向けて、県警察をはじめ、行政機関、地域及び職域の関係団体と連携を強化し、さらなる暴力団排除機運の高揚を図るための事業を実施をしたところです。

その内容ですが、「2 実施内容」の「(1) 広報啓発事業」に記載のとおり、第25回 暴力団・銃器追放奈良県民大会を開催したほか、2ページに記載の各種広報、啓発資料の 作成、配布やテレビ等のメディアを活用した啓発活動を実施したところです。

また、次の3ページから4ページに記載の「(2)地域・経済団体等に対する支援」として、行政機関や事業所の責任者等に対する講習会を行うとともに、資料提供などの支援活動を実施したところです。このほか、「(3)暴力追放相談事業」として、164件の相談を受理、対応をしたところです。

次に6ページ、平成28年度の決算報告の概要です。貸借対照表の当年度欄ですが、資産の合計額は、資産合計欄のとおり8億2,043万6,962円、負債の合計額は、負債の部の負債合計欄のとおり572万1,944円です。これを差し引きしますと、正味財産合計欄のとおり、8億1,471万5,018円となっています。

7ページから8ページは正味財産増減計算書で、当年度の収益と事業支出との収支による正味財産の増減ですが、正味財産期末残高の増減欄のとおり、前年度比2,891万9,208円の増となっています。これについては、指定正味財産増減の部の特定費用寄附金

欄に記載のとおり、寄附金として3,000万円の収益がありましたので、正味財産が前 年度と比較して大幅にふえたものです。

財産目録の内容は、10ページから11ページに記載のとおりです。基本財産については、12ページの「財務諸表に対する注記」の「4.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」の基本財産の当期末残高小計欄に記載のとおり7億6,851万円で、増減はありません。

以上が平成28年度の事業報告です。次に、平成29年度の事業計画です。

暴力団追放県民センターの資料「平成29年度事業計画書」の1ページ、まず「1 概要」ですが、本県における暴力団情勢に鑑み、奈良県暴力団排除条例に定めた暴力団排除の基本理念である暴力団を利用しない、暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団と交際しないの暴力団追放3ない運動プラス1を踏まえて、暴力団排除活動の重要性を積極的に啓発するとともに、社会対暴力団の対決構図をより強固なものとして、暴力団のいない、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現のための施策を積極的に推進をすることとしています。

続いて「2 実施計画」ですが、「(1)の暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を図るための事業」として、暴力団・銃器追放奈良県 民大会の開催、広報啓発活動などの施策を推進することとしています。

3ページから4ページ、「(2) の地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の 予防活動等に対する支援事業」として、各種資料の提供、講師派遣などの支援事業を実施 するとともに、県公安委員会からの委託事業である不当要求防止責任者講習については、 約30回、1,000名を予定してるところです。

5ページ、「(3)の暴力団員による不当な行為に対する相談支援事業」として、暴力相談事業、暴力団から離脱する意志を有する者に対する相談支援活動などを推進することとしています。

7ページは平成29年度の収支予算ですが、経常収益は、基本財産運用益のほか、資料 記載の収入を見込んでおり、経常収益計欄に記載のとおり、2,035万3,000円で 計上しているところです。経常費用については、事業費など7ページから8ページにかけ て記載の予算を組んでいます。

以上が、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告です。

続いて、再び資料「第328回定例県議会提出議案」の93ページ、報第20号「地方

自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」で、警察本部に関するものは、奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例、 自動車事故に係る損害賠償額の決定についての2件です。

内容は95ページ、これは、児童福祉法の一部改正により、「情緒障害児短期治療施設」という法律上の用語が「児童心理治療施設」に改められたことから、条例においても所要の改正を行ったものです。

なお、この改正については、法令で使用する用語を引用する条文の整備を行うものであることから、知事の専決処分とさせていただき、本年4月1日から施行をさせていただきました。

続いて97ページ、自動車事故に係る損害賠償額の決定についてで、いずれの事故も本年2月議会以降に損害賠償額が決定し、解決したものです。このうち警察本部に関するものは、番号5を除く5件で、損害賠償額の総額は1,449万8,774円となっています。

なお、損害賠償については、その全額を県加入の自動車保険により対応させていただき ましたが、今後はこのような事故が1件でも少なくなるように職員に対する指導を徹底し ていきたいと考えております。

警察本部所管の提出議案の概要は以上です。ご審議よろしくお願いします。

- **〇奥山委員長** ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、その他の 事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承願います。
- 〇川田委員 まず1点、資料「第328回定例県議会提出議案」42ページの庁舎厨房等 整備事業についてお聞きします。翌年度への明許繰越になっていますので、明許繰越の理 由書は何月何日に出されて、内容はどのようになっているのか、お聞かせください。
- **〇中田管財課長** 済みません、理由書の日付については、今手元に資料はありません。
- **〇川田委員** では、後でお願いします。

これは、契約が延長になったわけですね。繰越しているので契約が延長になっている、 という解釈でよろしいですか。

- **〇中田管財課長** 繰越については、厨房の耐震化事業に関する改修工事の請負費に関する 繰越並びに工事管理に関するもので、その入札が不調に終わったためで、特に工事の契約 が延長されたわけではありません。
- 〇川田委員 では、契約内容はどのようになったのですか。契約は何月にされたのですか。

- **〇中田管財課長** 工事の契約締結日は平成29年3月7日、県庁舎厨房等整備工事の工事 請負契約として締結し、仕様書に基づいて施工してもらう契約内容です。
- 〇川田委員 契約期間の最後はいつですか。
- 〇中田管財課長 改修工事の工期は平成29年7月31日まです。
- **〇川田委員** では、工事に入っていて、もう終わりますね。
- **〇中田管財課長** 現在はまだ工事中で、内装工事等を進めている段階です。工事自体は順調に進んでいますので、契約どおり7月末に完了するものと考えています。
- **〇川田委員** 大体工事についてはわかりました。

前々から聞いていることで、いつも同じやりとりになっていますが、これは地方自治法 による空きスペースの貸し付けですね。前にも説明に来ていただいたときにお伝えしまし たが、賃料の算出基準を求めていたのですが、それをもう一度説明していただけますか。

- **〇中田管財課長** 厨房を運営する業者は既に決まっており、公募で選定しています。貸付料については、公募の際に公募要領の中で示しており、奈良県行政財産使用料条例の定めにより算定した1平方メートル当たりの金額に貸し付け面積を乗じたものが貸付料という形で示しました。
- ○川田委員 それでも工事に1億円かかっているわけです。財務省の規定でも賃貸借契約に基づくとなっていますが、それからいけば、思いきり工事代金が抜けているではないですか。それであれば、1億円かけようが5億円かけようが、いくらでも拡大していけるのではないですか。先日聞いたら、東京の、ときのもりもそうですね。売り上げの7パーセントとなっていました。最初に大きく県民の税金を費やして、貸す際には安いお金しか取らないのは、利益供与をやっているのと同じではないですか。だから、地方自治法の考え方はそのようには絶対なっていないと、ずっと言い続けているのですけれど。1億円を勘定に入れたら算出基準はどうなるのですか。どれくらいの金額になるのですか。
- **〇中田管財課長** 1億円を入れた金額について、手元に資料はありませんが、厨房部分については以前、互助会で食堂の厨房として使っていた部分で、現状のままでは使いようがなく、どのような使い方をするとしても整備が必要です。厨房機器は撤去済みで、給排水設備も老朽化しています。今回の厨房でいいますと、不便をかけている職員の福利厚生の充実や、来庁者等の利便性の向上といった観点から改修を行ったものです。
- **〇川田委員** 早速説明がかみ合っていませんね。だから、福利厚生事業でなぜやらないのかと前からお聞きしてきましたが、福利厚生事業ではなく、空きスペースを貸してやって

いただくものと、過去に答弁されました。なぜ福利厚生がまた出てくるわけですか。答弁が矛盾しているのではないですか。何回も何回もやり取りしていますから明確にわかっているのですが、結局食事提供事業としてやるわけでしょう。だから、矛盾が2つあるのです。県の食事提供事業として委託で業者が入るというのならばわかるのですけれども、そうではなく、地方自治法の規定によって、空きスペースとして貸すとのこと。それなら1億円かけた意味は何なのか。県でたくさんある空きスペースに、目的もなくて、それだけお金かけるのですか。目的があるから事業なのではないですか。

長い間議論しているうちにいろいろ矛盾が出てきて、今回の答弁を残していただきたいのは、東京の都議選などでいろいろ皆忙しいのですけれど、この答弁をとった上で、国会で全部確認してもらおうと思っているのです。そういった予定、順序でやっているので、 算出根拠を明確に出してくださいと今聞いたら、県の平方メートル当たりの単価基準だけでやっているとのこと。空きスペースだからその値段で貸したということと、ここにかけたお金とどう整合性がとれるのかですが、日本維新の会としては、全然とれないと思っています。その点だけ明確にもう一回説明していただけますか。

〇中田管財課長 先ほど申したように、今回改修を行う厨房部分については、互助会が運営した食堂を閉鎖して以降使用していなかった部分で、今後も執務室等の行政の事務事業に使用する予定はなく、余裕がある部分ということで行政財産の貸付けというやり方で貸し付けるものです。

○川田委員 いつもそう言われる。平行線のその説明はもういいです。それに、互助会がやっていたのは全く関係のない話で、互助会は目的外使用の許可か何かでやっていたのでしょう。勝手に使っていたのですか。その当時は、今の貸付けの法律改正はされておらず、その条項自体ありませんでした。あれは最近できた条項です。

だから、互助会云々と説明されても、それは今の法律に変わる前の話ですので、意味が わからないのが正直なところです。今答弁いただいた、平方メートル当たり何円で貸すか 使用単価が決まってるのなら、単価の算出根拠資料を出してください。それを出していた だいたらもう結構です。

もう1個、資料「第328回定例県議会提出議案」50ページの事故繰越しに関して、 もともとの契約はどのようになっていたのですか。

- **〇奥山委員長** 携帯電話等エリア整備事業についてですね。
- 〇野田情報システム課長 今、質問のあった携帯電話エリア等整備事業の事故繰越しのこ

とですが、東吉野村が国の補助金を使い、村との事業として携帯電話会社に対して携帯鉄 塔を建てるという契約内容です。

- **〇奥山委員長** 今は、事業の内容を説明してくれただけですか。
- **〇野田情報システム課長** 東吉野村において、携帯電話のための通信鉄塔を建てるという 事業の内容です。
- **〇川田委員** では、県とは契約は関係ないのですか。
- **〇野田情報システム課長** はい、県は直接契約には関わっていません。
- ○川田委員 これは国の補助金が県に入ってきて、県の補助金が東吉野村に行くというルートですね。ということは、事故繰越しには何らかの理由が要るのではないですか。東吉野村がしている変更契約の内容はどのようになったのですか。
- **〇野田情報システム課長** 今、手元に直接資料ありませんので、正確な日付はお答えできませんが、平成28年度事業として平成28年度末までに携帯電話鉄塔を2基、村内に建てるという契約を東吉野村が実施しています。
- ○川田委員 事故繰越しは財務省、総務省、結構どこでもあり、特に財務省からは分厚い 繰越しガイドが出ていますが、事故繰越しの手続は結構きちんとしなければいけないとなっていまして、繰越しはあくまで契約と使えるお金を翌年度に送るだけの手続の話ですが、 繰越したお金の支出は、地方自治法にある会計年度独立の原則からすれば、ただ繰越しの 手続をしたからあとそのままでいいということは、成り立たないです。だから、その辺の 手続はどうなっているのですか。契約も、延長契約も全部提出して、繰越し理由書の中に 全部明記しているということですか。
- **〇野田情報システム課長** 今回、不測の事態ということで、工事が当初の計画以外のルートになって、そこの地権者との交渉に不測の日数を要したということで、それで工事の期間が当初の契約どおりに終わらなかったという内容で、工事期間を延長する契約の修正がされています。
- **〇川田委員** だから、聞いているのは、事故繰越しの手続が必要で、事故繰越しの理由書が要るでしょう。繰越しガイドによれば、明許繰越しに従うことになっているので、明許繰越しに規定された必要とされる理由書をつくっていかないといけないわけで、厳格なのですよ。それをやっていなかったら、県としても支出負担行為のないものに対して支出できないのではないですか。それやったら会計管理者は罰せられますから、支出命令すらできないという構図だと思うので、その手続はきちんとできているのか、県が理由書の内容

を言ってください。

- **〇野田情報システム課長** 事故繰越しの理由書は、東吉野村でまず作成し、県を経由して 総務省へ提出しており、許可を得る手続をきちんととらせていただいています。
- **〇川田委員** それは国の補助金の許可のことでしょう。そうではなく、事故繰越しの手続のこと聞いているのです。県に理由書があるでしょうから、それを出してください。それ 見たらすぐ回答が全て出て、それで終わりですから。
- **〇野田情報システム課長** 後ほど提出させていただきます。
- **〇奥山委員長** ほかに質疑がなければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。 続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

(「なければもうない」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

採決は簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。平成29年度議案、議第48号、議第49号、議第50号、 議第56号並びに報第19号中「奈良県税条例の一部を改正する条例」及び「半島振興対 策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」、平成28年 度議案、報第31号中「平成28年度奈良県一般会計補正予算(第6号)」について、原 案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないと認めます。よって、平成29年度議案、議第48号、議第49号、議第50号、議第56号並びに報第19号中「奈良県税条例の一部を改正する条例」及び「半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」、平成28年度議案、報第31号中「平成28年度奈良県一般会計補正予算(第6号)」は、原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。平成29年度議案、報第1号中、当委員会所管分、報第4号、報第16号及び報第20号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、地域振興部長から、私立高等学校授業料軽減補助について、地域振興部理事から、 第32回国民文化祭・なら2017、第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会について、 観光局理事から、奈良大立山まつりについての報告を行いたいとの申し出がありましたの で、順にご報告願います。

〇村田地域振興部長 私立の高等学校等授業料軽減補助についての現在の検討状況について、ご報告します。

平成28年12月定例会において、高等学校等の無償化に関する請願書が採択されたこともあり、県としても本件を重要課題と位置づけて、庁内で検討会を開催するなど、対応について検討を重ねてきたところです。また、去る5月16日には、知事以下本件に係る関係者をメンバーとする庁内検討会を開催し、改めて請願の願意を確認するとともに、県としての対応について検討したところです。本日は、この庁内検討会の資料等に基づいて、現在の検討状況を報告したいと思います。

資料1「私立高等学校等授業料軽減補助について」1ページ目は、採択されました請願書です。請願の願意は、おもだったところに下線を引いていますが、要旨の最初に記載のとおり、大阪府と同等の高等学校の無償化と理解しています。このため、まずは大阪府が実施をしている制度の詳細や、本県に導入した場合の影響などについて調査、確認等をこれまで進めてきたところです。

次の2ページにおいては、今申したとおり、大阪府と本県の制度の比較をしています。 大阪府の制度においては、府在住者で府内の私立高等学校等に在籍した場合、国の制度と 合わせて、58万円を上限に補助をすることにしています。この58万円の根拠としては、 大阪府では、制度導入の前年度である平成22年度の全日制高校の加重平均の授業料が5 8万2,400円だったそうです。これを参考にして設定をした58万円を上限に補助す ることで、モデルケースですと、両親の一方が働いて、高校生、中学生1人のいわば4人 家族のサラリーマン世帯であれば、世帯収入が年間590万円未満の場合は、授業料が無 償、そして年収800万円未満の場合は、保護者が20万円を負担する、という制度になっています。

大阪府の制度の特徴的なポイントとしては、一つに、私立の高等学校等が徴収することのできる授業料の上限、これは大阪府がみずから「キャップ制」と名づけていますが、このキャップ制を設けることで年収590万円未満の世帯での無償化が実現しているという状況です。

そして、この授業料の上限に当たる58万円を超えて、私立高等学校等が授業料を徴収する場合には補助の対象から除外されるというのが大阪府の制度ですけれども、府内のほぼ全ての私立の高等学校がこの制度を受け入れて、授業料を58万円以下にしている状況です。それから補助対象は、大阪府の場合には授業料のほか、施設整備費等まで含んでいます。

一方で、本県の場合には、国の制度と合わせて、38万円を上限に補助を行っており、 国と同様に段階的に支給水準を低減させている状況です。県外に通っている生徒に対して も、国の制度と合わせて本県の場合には32万4,000円を上限に補助を行っています。 なお、本県の場合、補助の対象は授業料のみである点が大阪府とは少し異なっています。

次の4ページでは、本県に、今説明しました大阪府と同様に、同等に授業料等を徴収する、いわゆるキャップ制を当てはめた場合はどうかということを検討しています。大阪府の場合は、先ほど申したように、平成22年度の加重平均の授業料を参考に上限を設定をしています。本県に同じ考え方を導入した場合、平成28年度の納付金合計の加重平均は55万3,432円となっており、これを参考にすると、55万円が上限になるように考えますけれども、これをそのまま当てはめて仮試算を行った場合には、私学全体で2億1,200万円の減収になるという試算結果が出たところです。

そのようなことから、本県において55万円の上限以上の授業料等を設定している学校 にとっては、減収に直結するおそれがあるのではないかという懸念が生じたところです。

また、この減収を生徒の増で補えば足りるのではないかという考え方もできるかと思います。このような場合も考えて、学則上の収容定員と実際の生徒数の差を調べたところ、その差が少ない学校もあり、そのような学校にとっては、学校施設上の問題から直ちに生徒をふやすということはなかなか難しくて、減収を補うことができないおそれもあるのではないかという考え方も持ったところです。

また、学則上の収容定員と実生徒数の差が大きい学校もありますが、こういった学校の 場合にも地理的要因、その他の理由によって、直ちに生徒をふやすことは可能か否か、よ く判断しづらい学校もありました。

こういったこともありましたので、4ページに結論、今後、私立学校の関係者に意見聴 取を行っていきたいと考えているところです。

なお、5ページは、5月に開催した庁内検討会の内容について議事要旨をまとめています。「5 議事概要」に幾つか書いてありますが、いろいろな意見がありまして、最初に

は、教育の無償化や国の高等学校等就学支援金制度自体について国で議論がされているので、これも見ながら検討すべきではないかという意見、次には、次世代を担う若者に対しては、教育の支援とともに就職の支援も大事であるとか、教育については生涯役に立ち、職につけてポジティブな人生活動ができるように、また教育費の負担が原因でめげないよう支援することが大きなことであり、効果についてよく見る必要があるのではないかという意見、さらにその次には、授業料の軽減補助については、国の支えが部分的にあるので、国の動きも加味する必要があって、本県の地域の実情に応じた補助とすべきではないかという意見、最後には、本県では定員から見て生徒をよく集めている学校は授業料も高い傾向があるのではないかという意見がありました。

こういった中で、大阪府のように授業料徴収上限キャップ制を導入することは、県が授業料を低くして多数の生徒を集めないとだめだと言っているのに等しいようにも聞こえて、またキャップ制を導入することにより、私学に行きやすくするということで、逆に、たとえ授業料が高くても良質な教育を提供しようと考えている私学の建学の精神や、これを受け入れて入学する生徒等を否定することにつながらないのかといった意見も出たところです。

今般、私立の学校関係者への意見聴取をした上で、庁内検討会での意見を踏まえて、さらに検討を進め、できるだけ速やかに結論を出していきたいと考えています。

私からは以上です。

〇石井地域振興部理事 開催まで2カ月に迫った国文祭、障文祭なら2017の進捗状況 について報告します。

資料2「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」ですが、まず、総合フェスティバルについては、現在、出演団体、実施概要が固まりまして、特に閉会式の前夜祭的に実施します。フィナーレ「大和のまつり」については、五條市上野(こうずけ)公園総合体育館において行うことで決定をしました。また、シンポジウム事業、国際交流フェスティバル事業についてもそれぞれの開催テーマ、日時、開催場所が決定しまして、現在、出演者等との最終調整を実施しているところです。

そして、障害者交流事業は、それぞれの実施内容、日程等が確定しました。特にこれらの事業は参加を大きな柱にしていますので、現在、開催内容に合わせて演劇、音楽、ダンス、それから絵画等の作品製作への参加を募っているところです。

市町村と全国の文化団体等が共同で実施する分野別フェスティバルも、県内39市町村

全ての参加を得ることができ、75事業が実施されることになります。社寺等との連携による奈良らしい景観、風景等を活用した事業実施や国民文化祭と全国障害者芸術文化祭の一体開催の趣旨を踏まえた事業展開、それから、また奈良発祥の芸能などを関係市町村が連携やリレーをして実施するものなど、それぞれに工夫を凝らした内容となっています。

これらの事業を支えるために、各種媒体を使った効果的な広報に努めるとともに、開催期間、お越しいただく全国の参加者やお客様にもおもてなしの奈良を実感していただけるよう、4月からトラベルセンターの運営を実施しまして、現在、県民を中心とした応援サポーターの募集、それから登録も行っているところです。

9月から始まる「国文祭・障文祭なら2017」開催に向けて進めている事業の進捗について報告しました。引き続きご支援よろしくお願いします。以上です。

〇中西観光局理事 平成29年度の奈良大立山まつりの内容について、実行委員会で事業 計画がまとまってきましたので、この場をおかりして報告します。

今年度のスケジュールですが、従来の5日間でやっていたものを出展者の方々のいろいるな状況等も鑑みて、3日間に変更したいと考えています。そして、開催場所については、大極殿院で2年間行ってきたものを、整備工事等が進んでることもありまして、大極殿院の南側の朝堂院に場所を移して行うことで現在、検討しています。

事業内容ですが、今年度の県予算1億2,000万円にプラス協賛金等の900万円の 1億2,900万円という予算規模で考えています。

詳細ですが、来年の1月26日の金曜日から1月28日の日曜日まで、金曜日は夕方の 4時から晩の8時まで、その他の日はお昼1時から夜の8時までで、その間の27日土曜 日は、ことしと同じく若草山焼きと重複で開催する予定です。

中身については、地域の伝統行事の披露と市町村による温かい食べ物の提供、そして家族で楽しめる縁日を核にしながら、飲食、縁日ブースを昨年度より拡充して、日数は5日間から3日間に減っていますが、実態的には平日はなかなか出足が悪いことから、昨年度の来場者数2万6,000人に対して、倍増、場合によっては3倍にしたいという思いを持ってしっかりやりたいと考えています。

今年度の会場レイアウト案ですが、大極殿院の南側で真ん中に大きな舞台を設置する、 これはどちらかというと花道ですが、それほど大がかりなものというよりも鉄板等を引い て養生しながらになるかと思います。この中で、今まで市町村で出ていただいた方の意見 として、一生懸命やっているのにあったかもんグランプリや鍋のほうに多くの人がいて、 なかなか見てもらえなかったなどという意見もいただいたことを真摯に受けとめまして、この舞台の周りを昨年度までは60のブースでしたが、100にブースをふやして、このブースに囲まれた舞台のところで食べながら、いろいろな市町村の伝統芸能等を見ていただけるように考えております。

それから、その南側にエンターテイメントゾーンというのをつくっており、子ども連れの親子が楽しめるいろなイベントや、特に早い時間になりますが、遊べるような、いろいろなものをここへ設置して、親子連れの方、そして地域の方々にやはりもっともっと来ていただけるように、今回、既にその周辺の自治会等にもお声がけをしっかりやっており、今まで以上に地元の祭りを見ていただくことをしっかりと意識してやっていきたいと考えています。

奈良大立山まつりの経済波及効果ですが、南都経済研究所が大立山まつりに関してトピックス的に取り上げていただいて、経済波及効果を出していただきました。中身は、まず1番、観光消費額による経済波及効果は、来場者数から計算して1億1,424万円、そして2番目、開催事業費による経済波及効果は7,757万円、3番目、マスコミ及びウェブ露出の広告料換算でいくと、パブリシティー効果として1億2,018万円、これらの合計が3億1,199万円となります。資料3の4ページ、5ページにこのトピックスの内容をコピーして付けていますので、詳細等はお手すきのときに読んでいただいたらといいのですが、大立山まつり単独での経済波及効果の算出は非常に困難ということは、このトピックスの中にも書かれていますので、今、言いました数字について、大立山まつり単独でこれだけの経済波及効果が上がっていると言う気はありません。

ただ、3年目に当たる今年度、しっかりと誘客し、人に来ていただくとともに、大立山まつりでどれだけの人が宿泊したのかを直接的にわかるようにするために、夜は大立山まつり、昼は社寺、もろもろ奈良をめぐっていただくような旅行商品をつくって、今販売をしていっているところです。その部分の数について、来年の大立山まつりの期間中にどれだけの方がこの旅行商品により奈良へ来て、泊まったかも報告できるかと思います。

報告は以上です。

〇奥山委員長 ただいまの報告またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○川田委員 3年目をぜひとも期待してやっていくという、中西観光局理事の力強い言葉を聞かせていただきましたが、全体的な重要なこととして、今度は協賛金900万円をプ

ラスして年間、約1億数千万円でやるとのことですが、毎年毎年県民の税金を使って祭りをやっているのです。多分、こういったものは多くはないと思いますが、どのような事業でも国の補助金でも大体3年が限度ではないですか。それから考えると、3年目の今年度こそ、どのようになったらもうこれをやめるか、また継続するにしてもどういうことができるのかなど、もうそろそろはっきりさせていただきたい。今正直な回答があったのでもう言う気はありませんが、大立山まつりだけで経済効果は絶対に出すことはできません。行政は、経済効果目的ということは、検証しようがないから、言葉も使わないほうがいいと、前から指摘していましたが、それから考えると、どこかで一線を引かないといけないと思います。来年度について、すぐに回答が出るとは思っていませんが、次の9月議会まであたりに、一体具体的にどこまでいけば、補助金的なものと考えて継続していいのか、継続しないのか、もう1年、もう一回やってみてどうするのかなど、回答をしていく時期に来ているのではないかと思います。

あくまでも県は広域行政で、前々から何回も言っていますが、香芝市としては、大立山まつりをやっても別に何ら変わりありません。経済効果と言われても、別にうどん屋の売り上げが伸びるわけでもありませんし、広域行政としてやっているので、やはり人口配分に応じた平等な行政、広域的な行政をやっていただくのが本来の形だと思っているのです。そのあたり、中西観光局理事に回答をお願いします。

○中西観光局理事 3年目の大立山まつりをこれから迎えるわけですが、川田委員がお述べのように、継続するのか、どうするのかということについては、なかなか今発言できるものではありませんが、もちろんお祭りですので、県としては未来永劫継続するつもりで頑張っているわけです。ただ、大立山まつりをするについて、やはり冬期の誘客のかさ上げという部分においては、夜は大立山まつりで人を呼んできますけれども、昼間にめぐるということであれば、川田委員がお述べの香芝市、そして相撲で出ています葛城市、桜井市など、今でも葛城市のけはや座には結構な数の外国人を誘客、送り込みをしていまして、そのようなものとあわせながら、東京から、もしくはフランスから大立山まつりだけを見に来てもらうのはやはりなかなか無理があることは十分認識していますので、奈良を知っていただいて、奈良にはこういう祭りもあるということを、我々は着地商品とよく言いますけれども、奈良に来ていただいてどういうところをめぐっていただくのか提案する商品を、今どんどんつくっていっているわけです。

この商品だけで1億数千万円を賄えるようにはなかなかすぐにはいかない思いますが、

例えば、10万円の商品が100本売れましたら1,000万円になり、そのような人気 商品も一部出てきている状況でもありますので、しっかりと数字を精査して3年目に、ホ ップステップジャンプのジャンプした結果をもとに県はどの辺を目指していくのかをしっ かりと答えたいと考えています。以上です。

- **〇川田委員** 次は「国文祭・障文祭なら2017」について聞きたいのですが、前の裁判 の結果について、今どうなっているのかを教えていただけますか。
- **〇石井地域振興部理事** 今まだ裁判中で、第3回、第4回くらいまで進んでいる途中で、何も結論が出ていません。以上です。
- **〇川田委員** 見通しとしてはいつくらいに結論出るのですか。
- **〇石井地域振興部理事** 恐れ入ります、見通しはまだついていない状態です。以上です。
- **〇川田委員** わかりました。それはまた教えてください。

それから、先日5時過ぎくらいに県庁の中を歩いていて、「国文祭・障文祭なら2017」のイメージソングがかかっていました。すごくやる気が暗くなるような歌で、驚きまして、申しわけないですが、今から変えることはできないのですか。ほかの方に聞いてもみな同じようなことをおっしゃいます。趣味の問題でしょうか、楽しい気分にならずにすごく暗くなっていく感じで、精神医学などによれば多分やめたほうがいいと言われるような歌だと思うのですが、どうでしょうか。やはりお祭りですので、お祭りにあの歌はどうかと。個人の意見ですので、別に無視してもらっても結構ですけれども、県民からそういった意見はないでしょうか。

- **〇石井地域振興部理事** さまざまなご意見は頂戴していす。もちろん、今流しているバージョンと、それからもう一つPRキャンペーン用の少しポップな編曲をして、明るい感じで流してPRをやるバージョン、それから合唱などに使っていただけるような大人数の人間が歌うバージョンと、幾つかのバージョンを持った上で、いろいろなところで複数バージョンを使わせていただくことで、さまざまなご意見にお応えは多少はできているのではないかと思っています。以上です。
- **〇川田委員** 一生懸命頑張っていただいているので、余りこのようなことばかり言うのも どうかとは思っていますが、盛り下がっても意味がありませんので。ロゴマークもあちこ ちで頻繁に使って宣伝していますが、なかなかまだまだ周知が届かないのが現実でして、 これからも頑張って宣伝していきたいと思いますので、お願いします。

それから、高校無償化についてですが、資料1「私立高等学校等授業料軽減補助につい

て」の5ページ、「高等学校等の無償化に関する請願」への対応についての庁内検討会の 議事要旨で、発言がいろいろ述べ連ねられていますが、出席者は書いていて、6人しか出 席していないのに、なぜ誰が何を述べたのかは書いていないのでしょうか。ましてや、請 願で行っているのに、検討会の趣旨がわかりません。既に請願は採択されているのですか ら、それに対しての意見というのはおかしいですよ。

具体的に来年4月からするのであれば、それに向けてどうするかという内容であればわかりますが、いや、国の議論を見たほうがいいなどは、全く関係がないのではないですか。 検討会をやったということを示したいという意見も聞きましたが、そういったことを書いてもらっても意味がないです。会議といっても、たった25分しかやっていないではないですか。

だから、具体的にどうしたらできるのかを並べてほしいのです。国の財源を前提とした 議論が多いように思うとの意見など、当たり前の話ではないですか。このようなことを書 かれたら、一体何の検討会なのか。これでは、ただの賛否評論会みたいなものではないで すか。

今回このような形で上がってきていますが、やはり請願が採択されて、来年4月からやっていただきたいと言っていますし、請願の書き方も「大阪と同等の無償化を求める」と言っていますので、それに数字合わせたらいいだけの話ではないですか。細かい点まで大阪府と全部一緒にはならないと思いますので、そのような点を具体的にどうするか、どうやったらできるのか、何が不足だからその不足に対してはどうするのかなどの検討事項を書いてもらわないと、これではただの評論家の意見ではないですか。このようなことは、今後、絶対にないようにお願いしたい。

このようなことを言って、それが請願の採択と一体何の関係があるのかということになってくると思うのです。なかなか村田地域振興部長からも回答しにくいかもしれないですけれども、4月からやろうと思ったら、今後は具体的な検討を進めて、次回の会議あたりにもうまとめないとだめなのではないですか。周知期間も要りますよね。それをお願いしたいのですが、いかがですか。

〇村田地域振興部長 ご指摘のとおりで、請願が採択されたことを真摯に受けとめて、大阪府と同等の制度にするのか、あるいは本県の事情を踏まえた場合にそのままでいいのかなど、具体的に検討している過程でいろいろ意見が出てきたのも事実です。

検討会を開催した中で1つよかった点は、やはり私学の意見も聞いてみてはどうかとい

うことで、いろいろな勉強をしながらも、川田委員から早急にとのご指摘ですので、ペースアップしてきちんと検討を進めていきたいと考えています。

〇川田委員 評論家みたいな意見は要りませんから、今後それだけはよろしくお願いします。

それからもう1点、これはその他の事項になりますが、きょう、槌野人事委員会事務局長にも出席要求をしてお越しいただき、ありがとうございます。先日の一般質問で人事管理について質問したのですが、一般質問での答弁を後でビデオでも検証したところ、結局、ある部の部長が、人事管理を全くやっていないとはっきりと答弁していました。あれは、地方公務員法でいえば、完全に職務怠慢に当たりますよね。一般質問の質問要旨で「県土マネジメント部長の人事マネジメント」ときちんと書いて通告しているのに、人事マネジメントについての回答、何もなかったではないですか。制度のこと聞いてもそれに対する回答もない。あげくの果てには、私のところには何にもない、関係ない、わからないという回答でしたが、部長という役職の事務分掌には、マネジメントは全部、人事管理も当然入っているのではないですか。これで職務怠慢ということが明確になりました。どうするのですか。

〇乾人事課長 先日の本会議の中のご議論で、加藤県土マネジメント部長も答弁で述べていたと思いますが、事務決裁規程上は職員の超過勤務や休日勤務については、所属長、本庁所属でいいますと課長の専決事項になっています。そのため加藤県土マネジメント部長がどのように答弁したからといって、直ちに職務怠慢とまでは言えないと認識しています。以上です。

○川田委員 いや、あの答弁をもう一回聞き直してください。はっきりとやっていないとおっしゃっているではないですか。人事管理やっていて部下の仕事量も何もわかってないから、私は関係ない、得意の、私はわからない、承知していませんという答弁だったではないですか。あれは全然人事管理になっていないのではないですか。下で何をしていても専決で、自分は決裁を下に任せているからそれでいいということではないでしょう。条例上の規定は部まででしょう。あとは勝手に内部規定で決めている話でしょう。住民からしたら、条例までが制限を認めるという約束をしたものではないですか。上位の法を上回ることはできないと、行政実例でも出ています。ですから、部長の事務分掌上は人事管理も含まれるのではないか。それを内部で勝手に分けているだけの話ですから、我々住民には全く関係がないのではないですか。いかがですか。

○乾人事課長 先ほどは、一般質問での答弁をもって直ちに職務怠慢とまでは言えないという趣旨で、お答えしたところです。以上です。

○川田委員 確実に職務怠慢はあると思います。今後調べて、それがあれば、きちんとした処分をしてください。あれだけの人数が働いている、あれだけの部署で、そして人まで死んでいる状況の中で、人事課で調査もすると言っていましたが、あくまでも任意の調査ではないですか。ご両親の要望があったと、荒井知事も答弁されていましたが、荒井知事の言葉どおり受け取って、それは大いにやっていただくべきだと思うのですけれども、あくまでも任意の調査です。今回、槌野人事委員会事務局長に来ていただいたのは、労働基準監督署に聞きましたら、労働基準法の関係の権限は人事委員会への委任事項になっていると回答されたからです。その辺の法関係の整備について、通告しておきましたので、教えていただけますか。

○槌野人事委員会事務局長 労働基準法の規定に基づく労働基準監督機関の職権について は、地方公務員法第58条の規定によって、県の所属全てに対してではなく、例えば、土 木事務所のような労働基準監督署が直接職権を行使する所属もありますが、そのような所 属を除いては人事委員会が行使することとなっています。

○川田委員 そういうことですね。ということは、今回、超過勤務命令がないのに結局働いて、残業していたなどの話も、多く出ているではないですか。ブラック企業でも先般の電通の問題でも、今朝も、新聞に載っていましたから。今度からセクハラなどの対応もきちんと基準をつくってやってみるということもありました。今でも、セクハラ等で調査に入ることもあるとのことですけれども、先日も証言に行っていましたけれども、調査されたらすぐわかる話だと思うのですが、先日の一般質問ではパワハラという言葉を使いましたけれども、あれはよく考えたらセクハラですね。言った相手の方にもセクハラだし、亡くなられた方に対してもセクハラだし、今は、男性に対してもセクハラとされることになったということで、ましてそれによって土曜日、日曜日に、命令もないのに出勤してきてずっと働かさせて、結局休みもなく、週40時間以上ですか、労働時間を強要されていたと言ったらいいのでしょうか。そういった可能性もあるということで、超過勤務命令書を調べたらすぐわかるわけですから、告発したら労働基準監督調査に入るのですよね。いかがですか。

〇槌野人事委員会事務局長 先ほど説明したように、一部の所属を除き、人事委員会には 労働基準監督署の権限がありますが、ただ労働基準監督署にある司法警察権のような権限 は人事委員会にはありません。人事委員会にあるのはそれ以外の権限になります。

実際にどのようなことができるかですけれども、労働基準法の第104条の2の第1項には「必要があると認めるときは、使用者又は労働者に必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる」、同じく、労働基準法の第101条の第1項には「臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる」と規定されており、人事委員会にはそのような権限があります。

先日も、人事委員会事務局の職員に対して「告発した」というようなことをおっしゃいましたが、あくまでも人事委員会の「事務局」ですので、一応そのような話があったこと、また、本日、事務局長が総務警察委員会に出席をすることも、まず馬場人事委員長に報告に参りました。馬場人事委員長からも、どのような対応ができるのか、またどのような具体的な手法があるのかを検討し、人事委員会はあくまでも3人の合議機関ですので、ほかの人事委員とも協議するという指示があったところです。今後、人事委員会の対応方法等を委員間で協議をしていただきたいと考えています。

○川田委員 それは先日話もしまして、まだ協議もしていないし、内容もわからない、馬場人事委員長に話を持っていっても何を検討していいのかわからないとのこと。合議制ですから、十分に材料も集めた上で馬場人事委員長に上げていただかないと、馬場人事委員長も材料がないのに検討せよと言われても無理ですから、その辺をよくお願いしたいです。

重要なことは、日本維新の会の中でもよく話しているのですが、残業時間もかなりの多さで、結局この7年間で3名の方が亡くなってるという現実があって、やはり人事委員会は何のためにあるのかというと、監督が任務なのです。決して知事や特別職などへのそんたくがあるといけないわけです。やるなら徹底してやってもらわないと、やれなかったら、民間でいえば電通みたいな、事件がたまたまありましたから、電通も中が広いのでどこがどうなのかはわからないですけれども、あのような事件があったにもかかわらず何も改善もしないという、そのような企業もないのではないですか。やはり今、全力挙げて改善されていると思うのです。けれども、本県のことでも、先日みたいに、私は知りません、何もわかりません、超過勤務命令が出ていたかどうかも知りません、このような上司がいるから、あのようなことになってしまったのではないですか。あのようなめちゃくちゃで、残業も多い、無駄な仕事も多いなどとよく聞きますから。

仕事の意思決定をしようと思ったら、材料が多いほうがいいことはわかっています。ど こまで求めるかの判断は、業務量に応じた人数と、実際の人の数と、それで割合を出して、 配分量を計算して、その中で一定の意思決定をやっていくことが求められると思うのです。 それを自分の、あれも欲しい、これも欲しいを曲げないのならば、自分の個人株式会社で やったらいいわけで、税金による組織に入ってきてやる必要はないと思います。

そういった問題もあって、かなり苦しんでいる話をたくさんよそからも聞いています。 本当に心が苦しくなっている方もたくさんいます。そして、一般質問でただしたら、あの 課では、早速犯人捜しも始まってるらしいですから。事の実態など何もわかっていないと 思います。今度、聞いてきた名前も全部渡します。一般質問の中では言いませんでしたが、 誰がやっていたかなどわかっていますので、全部渡します。ですから、徹底してその辺改 善しないと、若い職員や真面目にやっている方たちから、やっていてばからしいという声 も聞いていますから、その辺徹底して改善するようにしてください。

人事委員会の監督はあくまでも労働基準法に基づいた法律上の権限行使ですから、人事 課がする調査とは全然質が違います。このような事態が明らかになっていますので、それ はもう早急に取り組んでいただいて、調査に行って、はっきりと罰するべきところは罰し ていただきたいとお願いしておきます。結果についてはまたご報告下さい。

○奥山委員長 それでは、3時10分まで暫時休憩いたします。

14:53分 休憩

15:12分 再開

○奥山委員長 休憩を閉じて再開いたします。

○川田委員 まず1点、忘れないうちに言っておきたいのですが、先日平成29年度の一般会計予算の雑入の内訳をいただいたのですが、細かくあるのですけれども、今聞いても数が多いので、全部回答はできないと思います。これは全部、題名、金額しか書いていませんので、それぞれの内容を教えていただきたいのです。全部で約2万件くらいと聞いています。そして、歳入に書いていますので、未収と調定額も必ず一緒に挙げていただきたい。ここの中身は非常に不明な部分で、計算書でも1行しか書かれていませんが、中身は2万件くらいあるわけです。次の9月議会までまだまだ時間がありますので、それまでにこの内訳を打ち出していただきたい。機械で出したらすぐ出てくると思いますのでお願いします。

次は「まほろばからの地方税のありかた提言」という本が以前、県から出版されまして、 それに対して開示請求して、これだけの開示が上がってきまして、これに関してお聞きし たいこと、通告もしましたが、なぜ税金である奈良県のお金で本を出版するのかからお聞 かせください。

〇野村税務課長 ただいまご質問のあった本「まほろばからの地方税のありかた提言」について、なぜ出版したかですが、奈良県税制調査会で議論いただいた内容について、その取り組みについての情報発信の手段として奈良県民のみならず全国に向けて、より発信力を強めるために、書店でも入手できるよう出版本という形をとりました。

掲載した提言内容については、既に幾つかの都道府県や県内市町村からも賛同の意見もいただいているところです。特に「地方消費税の清算基準の見直し提言」については、関西広域連合、近畿ブロック知事会議や昨日の全国知事会地方税財政常任委員会でも平成30年度税制改正に向けて議論されていまして、この本の効果もあったように思っているところです。以上です。

〇川田委員 広報するのはいいし、したらいいと思います。聞いている視点ですが、なぜ 税金でつくったものを県民が買わないといけないのかということです。実費弁償の決まり もあります。普通、税金でつくったものを配る場合、全部無料にしているのではないです か。ほかの刊行物も全部無料で、県政情報センターに行けばいろいろあります。県民にか かる費用は実費弁償くらいですか。まず、この本の2,800円という金額の算出根拠を 教えていただけますか。

〇野村税務課長 算出根拠ですが、直接の人件費と経費で分けて出しており、直接人件費としては、印刷関係業務、編集業務、デザイン業務、打ち合わせ協議などがありますけれども、こちらで37万4,200円、そして、直接経費については、交通費、印刷製本、消耗品費、通信費などで、こちらが59万2,500円、その他含めて全体で算出した数字としては、194万760円と積算しています。以上です。

○川田委員 なぜ出版という形をとるのですか。県民の方で、アマゾンでも見て調べたら載っていて、買うわけです。ところが、開示請求したら、原稿から全部開示されたではないですか。この原稿については、コピー代10円はかかっていますが、出された内容については全部費用ゼロです。これは、おかしいのではないですか。以前、別の公共団体でもこのような問題はあって、いろいろあったのですけれども。手数料算出基準なども異論もありますが、税制調査会へ出版料も払われているではないですか。これは原稿料ですか。各委員に原稿料を渡して原稿を書いてもらっているのですね。だから、税制調査会から出版しているのではなくて、各委員個人として原稿をもらっているのではないですか。税制調査会は附属機関だから、普通、原稿料など渡すでしょうか。税制調査会としての仕事の

中でやってもらうことではないですか。その点が意味がわからないのです。中身を見たら、個人契約になっていますから、委員個人から原稿をもらって、原稿料を渡す。開示請求すると、コピー代、役務費は別として、全部無償で出てくるものを、本として出版する。納税している県民が、自分たちの税金でつくられたものをまた買わなければいけないのは、租税法の感覚からしたらおかしいと思うのです。いかがですか。

○野村税務課長 冒頭にも回答しましたが、出版本という形を今回とったのは、全体1, 000部の中の半数である500部ですけれども、やはり書店へ並べる形で全国で一般の 方が手にとって買える状況とすることを通じて、できるだけ発信力を高めたいという考え がありました。

そして、ご指摘の税制調査会の委員への報酬の支払いですけれども、税制調査会でご議論いただくときには日当等を支払っていますが、それとは違う分野での業務ですので、別途原稿料を支払っています。以上です。

○川田委員 この本は、著作者は税制調査会、発行が奈良県とたしか表紙に書いていました。国でも白書などいろいろ本は出版されていますが、あれはあくまでも国は発行者ではなくて、地方の公益法人などがかわってつくっていて、国は材料だけを仕入れて本にして販売しているのです。だから、奈良県が発行していることが問題でしょう。例えば事務決裁手引でしたか、株式会社ぎょうせいが発行しているではないですか。あれは手引の材料を仕入れてきて株式会社ぎょうせいが発行しているでしょう。それならば問題はないのですけれども、奈良県が本を出版するのは問題があると思うのです。税金を取っている奈良県が、材料を自分のところで販売するのですか。これは、なぜ税金を取るのかという、租税の基本部分だと思うのですけれども。租税法の言わば基本部分の最初の入門あたりで出てくる話ではないでしょうか。その辺いかがですか。

〇野村税務課長 ご質問の趣旨はよくわかります。ご指摘のとおり、著者が奈良県税制調査会で、発行は奈良県です。これは繰り返しになりますが、やはりできるだけ全国の方々に伝えたいということで出版本という形をとりました。幾つか手法はあったかと思いますが、今回は出版本という形をとったということです。以上です。

〇川田委員 野村税務課長は4月から来られていて、これは昨年度の話ですので経緯など は詳しくはご存じないのかもしれませんが、そういったことを言ってるのではありません。 それならば、知事が何か書いて発行できるとか、知事の考え方を全国の書店に置いてもら おうということと、同じことではないですか。租税の基本として、そのようなことをして よいのかという話を今しているわけで、それはしてはいけないのではないですか。

平成11年3月31日から県刊行物実費頒布要綱というものがあって、今は一部改正されていますが、これには、全部総務課長の決裁を経ないとできないと書いています。それで、県情報センターにおいて頒布も行うものとするとの規定もあるのではないですか。片方では、このような規定があって、皆きっちりとやっているかどうかは知りませんが、実費弁償からしてやることになっているのでしょう。この要綱からいけば、価格を決めるのも、最終的には、総務課長ではないですか。東総務課長、この本が出版されたときの記憶はあるのですか。この出版を決裁したのですか。

○東総務課長 発行事業委託、事業執行については、総務部内で決裁していますので、記憶はあります。

○川田委員 これについては、起案書も全部開示請求して入手済で、主管課長としての総務課長の決裁印がありました。それでも、県刊行物実費頒布要綱に基づいて全部やったわけではないですよね。何か事業とつけたら何でもできるという考え方になるのですか。

○東総務課長 川田委員がお述べのように、県民の方からの税金によって作成をしているわけですけれども、本を手に入れられた方には、本という有価物を手に入れるという対価がありますので、そのような場合、一般の県民の方とは別にやはりそれに見合う対価として幾らかの費用を負担していただくということで、おかしくはないのではないかと思います。県は、出版社に発行してもらうことによって、県が丸ごとその費用を抱えて発行するよりも有利になることもありますので、その中で適正な算定をしながら適正な価格を決めて、県も購入するし、業者のほうも売ると。最終的には、先ほど、野村税務課長が述べたように、全国に発信できることで問題はないのではないかと理解しております。以上です。○川田委員 そのようなことを言っているのではないのです。それなら納税した人が金出して買うのですか。普通の実費弁償でいいのではないですか。なぜこのようなややこしいことするわけですか。本屋で買った分も、県にお金は入っていないとのことでしたね。出版会社が全部もらうのですね。それなら今の理論は違うのではないですか。その分委託料

大体、もともと県民から税金を取っているわけでしょう。一回お金を払っているわけではないですか。それによって業務としてつくっているわけでしょう。それをまたお金出して買わなければならない理屈は多分ないです。何かほかに実費弁償的なものがかかるなど、そういった場合は決まりもありますから、それによってその分を徴収するとか、著しく利

を安くしてもらっているなど、そのような意味ですか。それは複雑な話になってきます。

益を受ける場合は負担金ではないですか。そうなると、歳入項目も全然違うのではないですか。科目は会計の規則で決まっていますね。それを言い出したら、全部雑入などになってきてめちゃくちゃになってしまうのではないですか。だから、先ほども2万件のその他雑入を全部出してくださいとお願いし、徹底して検査しようと思っているのです。これは代表的なもので疑義が湧きましたので、大した話ではないかもしれませんが、こういった行為が繰り返されていったら、これがどんどん拡大していったら、いくらでも理由をつけてできるのではないですか。

先ほど委員会の前半でも出ていた話ですが、1億円かけたものに対して平方メートル単価だけで貸付料を出しているのです。普通、1億円で店の改造をしたら、その分も家賃でもらうのが、民間借地契約の基本ではないですか。都合のいいところだけを使って、都合の悪いところは違う理由で、それは大丈夫だと言われるけれども、大丈夫ではありません。今はそういった意味を言っているわけで、辻本総務部長、いかがですか。

〇辻本総務部長 川田委員のご指摘について、県の規定や地方自治法上の関係など、いろいろ整理しなければならない執行は、今の税の分だけではないところもあるかと思いますので、その辺は整理し、このような出版などがまたあれば、次回はきちんと整理した上で執行方法については改めるべきは改めてと考えています。

○川田委員 私ももともと、このようなことは県の○Bの方に習っており、歴代の県出身者にはよく地方自治法などを教えてもらっていました。これは基本中の基本です。税金を取っているのですから、やはり本を販売するというのは、野菜などほかのものを販売するのとは違います。まして税制調査会でしょう。やはりそれは違うのではないですか。何を危惧をするかというと、今回の責任についてどうこう言っているのではありませんが、今後このようなことが拡大していったら、好きなようにいくらでもできるのではないですか。1億円かけて、7%の家賃しか取っていないという、ときのもりみたいに。そのような税金の使い方はないですよ。だから、辻本総務部長には、そのようなことはもうないように釘を刺していただきたいのですが、お願いしていいですか。

〇辻本総務部長 それぞれの事案に応じて、法令、県の規定、条例にきちんと則した執行 をしていくように改めて庁内に徹底したいと思います。

〇川田委員 よろしくお願いします。この件はもういいです。

それから先日、一般質問で時間がなくなってしまいましたが、県の退職者管理に関する 「あっせん」の事務手続きについて、今後文書を作成してやっていくとの答弁でしたが、 もう少し具体的にどのようにするのかをお聞かせください。

〇乾人事課長 あっせんについて、先日の本会議で辻本総務部長から答弁しましたが、これまでの手続を改めて、文書で残していくことを検討するという内容の答弁をしたところです。具体的に言いますと、これまで電話や口頭で受けていた団体からのあっせんの要請や依頼については、改めて様式も定めた上で、関係団体のもちろん名称や事業の内容、予定されてる雇用の期間、職名、職務の内容等々を書面で受け取るようにしたいと考えています。

また、これも答弁したことですが、これまで決裁もとっていませんでした。今後は、一連の紹介する予定者の最終段階の決定に際しては、決裁もとっていきたいと考えています。 以上です。

〇川田委員 まず、一般質問でも言いましたが、公務員は能力高いですし、いろいろな事務作業をさせたら天下一品、そういった能力を今後どんどん生かしていくのは、社会のために絶対いいことだと思いますし、それだけの能力を持っているのですから、それがだめだと言っているわけではないのです。ただ、懸念されるのが、例えば県の出資団体は、人事異動にしても全部県の権限が及んでいるではないですか。いろいろなところで、権限が及んだりします。それで、出資や株主、補助金もそうかもしれませんが、団体に対してお金を出しているわけです。先日は聞いていませんでしたが、補助金も大量に出しているとか。例えば、大口の支出先であれば、言うことを聞かなかったら来年から注文をとめられるなどもあるのではないですか。だから、そのような県の権力が影響を与えるところに対してのあっせんはやめるべきだと思うのです。

出資団体に退職後に入るのなら、今、人材バンクというのもやっているのですから、それに登録してみて、正規の手続を踏んでやっていくと。そこには特別職は最終的な決裁はいいかもしれないですけれども、その間の途中の関与はしない。入札などでも考え方は同じではないですか。例えば、知事が、入札の業者について、この人は今度入札に参加しますから、などは絶対言わないでしょう。それと全く同じことだと思います。今後は文書上でつくられるのですから、その辺も考えてつくっていただきたいと思います。

そのような決まりもきちんと明確にわかるように、要綱にするのもおかしいので、辻本総務部長、できれば職員基本条例みたいなものをつくったらいいのではないですか。県民の合意を得てつくるわけですから、それができてしまったらいいのではないですか。研究の期間は要ると思いますので、即答は当然できないと思いますが、やはりそのほうが職員

も堂々と退職後に行けるでしょうし。

上から順番にあっせん先が決まっていくらしいと、前に聞きました。上からというのは並んでいる順番かはわかりませんが、順番が決まっていて、部長クラスは100%あっせんがあって、課長クラスではあっせんがあるのが大体4割くらい。なぜ課長クラスは4割かを聞くと、上から順番に決まっていくから、途切れた時点で終わりというような感じでした。だけれど、それは決め方としてはあまりにも単純過ぎて、やはり能力優秀な方は当然人気があって引っ張られるのでしょうけれども、それはいいと思いますが、例えば人事管理も全然できないマネジメントする人間など、企業からすればそのような人は普通要らないです。それでも、上から順番に決められたら、そのような人も入ってしまうではないですか。いわゆる部長の人事評価も聞きましたが、やはりきっちりとつけた上で公正公平な形でやっていくと。県の権限が及ぶところに対しては、自分の努力で入るとか、向こうで選ばれて入るのはいいと思いますが、県の権限上の関与があって入っていくのは、きっちりと整理していく必要があると思うのです。

今回のこの審議だけで全て決まるわけではないですけれども、そのあたりは早急にきょう言って1週間後にできるというものではないと思いますから、研究していただいて、こちらもまだ研究しますから、全国47都道府県がやっているからいいという言葉を使いますが、奈良県が最新のものをつくったらいいのではないですか。やはり世論というのはあって、皆よく見ていると思いますので、その辺はお願いをしておきたいのですが、いかがですか。

- **〇乾人事課長** 川田委員がお述べのとおり、今以上に公平性、公明性、透明性を確保できるような制度により近づけるように研究していきたいと思います。以上です。
- ○川田委員 最後に1点、これもきょう云々言うわけではありませんが、ふるさと納税についてです。ふるさと納税をやっていて、先日いろいろ計算していたら、例えば徳島県や自分の故郷などに納税した場合、本来奈良県に入ってくるはずの税金が、結局ふるさと納税としてよそへ入ってしまいます。そうすると、奈良県には本来入るはずの税収がなくなるわけです。差し引きの結果、奈良県に入ってくるほうが逆に多ければいいわけですが、奈良県の場合は減ってしまうほうが多いと思うのです。昨年度のその差し引きは、概算でどれくらいですか。
- **〇野村税務課長** ふるさと納税による県の税収の増減ですけれども、個人県民税の所得割 のほうから控除されることになりますが、奈良県の場合、受け入れた寄附について、平成

28年度決算は出ていませんので、平成27年度の決算ベースでお答えしますと、受け入れたほうが1億5,441万6,000円、一方、同時期の寄附金に対する県民税の税額控除は、5億416万1,000円となり、収支は3億4,974万5,000円、約3億5,000万円の減収となっています。以上です。

○川田委員 3億5,000万円の減収と今聞いて驚きました。

いろいろな視点があって、私の持論でいつも言っているのですが、法人県民税について。 奈良県では企業に元気になってもらおう、もっと働く人もふえてもらわなければいけない、 女性の働く場も必要だなどと言っている割には、法人県民税として県独自に追加で税金をもらっているわけです。そのお金が企業への環境整備などに使われるのならば、目的税のような考え方になって、租税理論にも合ってくると思うのですが、過去の説明では、病院整備のためとのこと、病院では企業の方であろうが一般人であろうが誰でも使えるのではないですか。皆使えるもののために、なぜ企業だけから取っているのか。地方税法で認められているから課税しているとの解釈でしょうが、超過課税には理屈が要るのではないですか。法律上課税が認められていても、追加の課税には理屈をもって納税者にお願いすべきで、議会で議決すれば、法令上納税義務は生じますが、決まったから納税せよでは横暴過ぎると思います。

ふるさと納税についても、受け身だから減収を食いとめるのは難しいとは思いますが、 結局3億5,000万円の減収になっているのであれば、法人県民税によるプラス分は大 体3億円くらいでしょうか、計算上は、法人県民税でふるさと納税による減収分を結局穴 埋めしているだけの話ではないですか。そのような超過課税は即刻廃止してください。

減収分の補填は、やはり身を切る改革によるべきです。残業代にしろ何にしろ、細かく 見たわけではありませんが、県土マネジメント部など頻繁に夜遅くまで電気がついていて、 日曜日、土曜日も出勤しているのではないですか。無駄な仕事をもっと効率よくしていけ ば、これくらいのお金はすぐ浮くのではないですか。まずそれをやってから、それでも税 収が足りない場合に超過課税を県民にお願いするのであればわかります。租税の順序の話 をしたかったのですが、辻本総務部長、その点の考えはいかがですか。

○辻本総務部長 ふるさと納税に関しては、昨今いろいろ議論されています。特に平成27年度決算で3億5,000万円の減収というのは非常に残念なことですが、非常に加熱してきて、それまでも減収はありましたけれども、飛躍的に多くなっているのは本当で、その前年の平成26年度では数千万円の減収で済んでいたところ、ウェブサイトからかな

り簡単にできるようになったこともあり、現実として、大きな減収となったのは確かです。 それからもう一つ、法人税の超過課税のことですが、これは福祉医療、特に今は大きな 医大や総合医療センターの財源として使わせていただくために、別途超過課税をお願いし ているところです。川田委員からは同じ根源とのことですが、こちらは違うものと考えて おり、それについては、どのように社会に還元させていただいているかを、もっときちん と説明していく必要があると思います。

もう一つのご指摘は、ふるさと納税の減収の補填は身を切る改革によるべきとのことでした。経費節減、施策の見直しなどは、常々やっていますが、もっとやっていくべきものもまだあるかと思いますし、私は予算編成の責任者ですので、その辺でしっかりとやっていく必要はあると思っています。

О川田委員 大きい問題ですから、ここだけの議論で煮詰まらないと思いますが、病院などのために課税するのならば、薄く広く取るのが本来の考え方ではないですか。企業にとって競争も厳しくなっている中で、企業によくなってもらおうと言っているにもかかわらずの超過課税で、やっていることが逆に見えて仕方がないのです。社会を充実させたいならば、幅広く薄く目的税を設定して取ればいいのではないですか。それならば公正公平の税理論になるのではないですか。その辺も研究していただきたいと思います。

それから、前にふるさと納税の使途事業の内訳書をいただいたのですが、例えば総務部、健康福祉部などでいろいろな事業があって、一応事業の総額が出されていて、それに対して寄附を募集しているのです。ところが、少し古い資料ですが、見ていくと、全然金額が事業総額に達していないとのこと。もうこのようなやり方はやめたらどうでしょう。寄附をもらって事業をやる建前ですが、ふたをあけたら、幾つかはほぼ目標まで寄附が集まっている事業もありますが、事業規模からすると全然足りないことが多く、そもそもの財源の組み方がおかしいと思うのです。この不足分はどうするのかについて、多分結局、ほかの予算科目、その事業の款、項の科目から流用するなどという感じになるのでしょう。それにも疑問を持っているので、この辺ご研究いただきたいと思います。この事業をやるから寄附をくださいと、寄附を集めるのはいいと思いますが、どうせ足りないのですから、寄附でやると言ってしまうのはよくないです。寄附を一部に充当という感じであれば、まだきれいかと思いますが、できる限り正直な行政を目指していただきたいと思います。

〇山村委員 それでは、私からは2点質問します。最初に、大立山まつりについてです。 今年度は開催日時を縮小するということで、先ほど川田委員からもご発言がありました が、私たちも、市町村の方々から大変負担が大きく、特に寒い時期に何日も来て長時間いるのは大変だと言われていましたし、動員されている職員の負担も大きいとのことですので、そのような判断になったことは理解します。ただ、実施の場所が今回、朝堂院広場に変更されるとのことですが、大極殿の場合はいつの間にか舗装していたのですが、朝堂院広場は土系舗装で地下に遺構もあるということで、重い立山を引き回すような場所ではないと思うのですけれども、このことについて、文化庁や国土交通省、奈良文化財研究所などと協議をし、許可を受けているのか伺います。

〇中西ならの観光力向上課長 先ほど説明させていただいたように、今年度は、前回の大極殿院から朝堂院に移して実施したいと検討しているところです。この場所の変更に当たっては、特別史跡としては文化庁に、また、国営公園としては国土交通省に許可を得る必要があり、今、許可に向けてそれぞれ協議をしているところです。以上です。

〇山村委員 ということは、協議中でまだ許可が出たわけではないということですね。そもそも朝堂院広場を整備するときには、地元の方を含めて大変大きな反対がありました。 そのときに国土交通省は、奈良時代のもとの姿に戻して、当時を思い起こすことができる広場として整備すると言って強行しました。そういうことで言えば、鉄板を敷いてまで保護をしないといけない、引っ張るのに引っ張りやすくしないといけない、重くて引っ張れないなどというところで、あえてお金をかけて実施しなくてもいいと思うのですが、いかがですか。

〇中西ならの観光力向上課長 現在、協議をしていますが、文化庁からはおおむね理解をいただいて前向きに回答をいただいており、それを受けて、今、国土交通省と協議をしているところです。山村委員がお述べのように、当然いろいろ遺構等に配慮した養生などは必要だと思っていまして、許可をいただくに当たって、やっていいこと、いけないこと、やらなければならないことについて、文化庁や国土交通省から当然いろいろな形の指示が出ます。その指示に従って、許可を得た内容でやっていく姿勢でいます。以上です。

〇山村委員 続いて、大立山まつりの経済波及効果について、中西観光局理事から説明があり、参考資料もいただきました。実際にどれだけの方が来て、どれだけお金使ったのかわからないので推計でしかありませんが、南都経済研究所がきちんと調査、研究してまとめている中でも、インナー効果についても期待されると言われており、そういうことはあると私も思いますが、本当に効果をもたらすには、地域の住民の人が主体的に参加をして初めてそうした効果が出てくるという指摘があったと思います。実際には、県主導で民間

のイベント会社に委託をして行う形になっており、このような効果を目指すのであれば、 お祭りというのは、本来市民がみずから自分たちがやりたいとつくり上げていくことが一 番大事ではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○中西ならの観光力向上課長 確かに1回目の大立山まつりについては、県主導で始めました。そして、2回目の平成28年度については、実行委員会の下に部会を設けて、市町村の職員にも参画していただいて、県と市町村と共同の実施という方向性を打ち出すことができたと思っています。そのため、実際に伝統行催事や、あったかもんグランプリに参加いただく団体数もふえて、あったかもんグランプリは県下全39市町村に参加していただきました。3回目となる今年度については、特に、なら燈花会やなら瑠璃絵で活躍している民間の方にも既に打ち合わせの段階から入っていただいており、民間での今までのノウハウも取り入れながら、よりよいお祭りになるように努めていきたいと考えています。

また、地元の方、周辺の方への周知についてですが、やはり今年度は、先ほども紹介させていただきましたが、家族で楽しんでいただける企画を充実させたいと考えています。できる限り早く日程をお知らせして、周辺の方々にもたくさんご来場いただけるように工夫していきたいと考えています。以上です。

○山村委員 言っている趣旨が違うのですがけれども。市町村の職員を動員したり、近所 の方にお知らせしたりという取り組みではなく、みずからがやりたいと、こういうことを やっていこうと、主体的に始めることが一番大事ではないかと思います。実際大立山祭りは、会場が平城宮跡ですが、奈良時代の歴史とは全く関係がなく、新しくつくられたもの です。この点は以前から申し上げていますが、初めのころのように、大極殿に向かってお 祈りしようなどとは言わなくなったと思っていますが、実際上そぐわないものですし、見直して期間を縮小する方向に向いているのならば、今回は無理に開催をせずに中止をして 考え直すべきだと思いますので、その点申し上げておきます。

次に、職員の働き方についてお伺いします。

代表質問でも、きょうも川田委員も取り上げていましたが、県庁職員の自死の問題については、実は、日本共産党の県議団は、ことしの2月、県の人事委員会に対して、県から出された調査資料に基づいて、職員の長時間労働が大変深刻な事態で過労死がいつ起こってもおかしくない状態にあるため対策を求める申し入れを行いました。そのときの調査で、夜22時以降の残業手当を支給された実績に基づいて、残業時間が平成27年の12月、平成28年1月、2月の3カ月平均で375.1時間、年間の残業時間の目安とされる3

6 0 時間を 3 カ月で超えている方がいるということで、これは本当に大変なこと。ですので、早急に対策をとっていただいて適切に指導してもらい、改善をしてもらうことが必要ということで申し入れも行っていました。ところが、心配していたことが本当に実際に起こってしまい、大変つらく、悲しいことだと思っています。確かに詳細な調査は終わっておらず、ご家族の思いもありますので、この委員会の場でそのことをとやかくは言いませんが、ご家族みずからが働き方の実態を調査してほしいと言われていることは大変重大だと思います。県人事課として、このような状況をどのように受けとめているのかお聞きします。

〇乾人事課長 現職の職員が若くして亡くなったことについて、人事担当の課長としても、 非常に残念で本当に重く受けとめています。ご遺族をはじめ、関係の方々には改めて、こ の場をおかりして、ご冥福、お悔やみを申し上げたいと思います。

先日の荒井知事の代表質問の答弁にもありましたが、6月15日にご遺族の方から、先ほど山村委員がお述べになったように、勤務の状況や、パワハラの有無等について、調査してほしいという要望書が提出されたところです。ご遺族の希望に沿う形で誠意を持って調査を行い、2カ月間をめどに調査を終えて、改めてご遺族に事情等をご説明をしたいと思っています。真摯に調査を進めて、ご遺族に速やかに状況をお伝えしたいと思っています。以上です。

〇山村委員 それはそのようにしていただきたいと思います。前回にも申しましたが、長時間の勤務実態が異常な状況になって、それが集中している人もいることも県の調査でもわかっていたということを指摘もしたし、指摘もされている状況の中で長時間労働が過労死、過労自殺につながる危険があることは誰しもわかることだと思うのですが、放置されていたのではないかと思っており、その点が問題だと思っています。

そこでお伺いしますが、県庁職場でも長期の病気休暇取得者の半数以上はメンタル関係、精神の病と聞いており、ストレスの多さが大変心配されます。長時間の労働とともに、パワハラなども含めていろいろな悩みがあるのではないかと思うのですが、直接私に声をかけてくださった何人かの方には、息子が毎日毎日深夜にしか帰らないから、本当に体調が心配だとおっしゃった方もあり、一瞬その方のことかと思って心配に思ったくらいでした。また、地域を訪問して、お父さんから県庁の働き方は一体どうなっているのかと厳しく叱られたこともあります。家庭生活がきちんとできないと訴えられたのですが、そのような状況がずっと続いている中で、県としては、労働時間を減らすためにいろいろ取り組んで

いるとも聞いてはいますが、一体改善されているのかどうかが問題だと思っています。

その中で、メンタルへルスのケアについて、実際にはどのように取り組んでいて、そのことによって長期の病気休暇取得者や体調を壊した方に改善があったのかお伺いします。 〇小槻総務厚生センター所長 職員がメンタル面での不調に陥らないための対策として、まず、4つのケアが重要です。1つ目は、職員自身が行うセルフケア、2つ目が、管理監督者による相談、支援や職場環境改善などのラインケア、3つ目には、医療機関等の専門ケアの活用、4つ目は、これらを支える庁内の産業保健スタッフによるケアです。本県では、セルフケアや、専門ケアとして精神科医やカウンセラーによる相談、また専門機関によるストレスブロック、ストレス対処法講座の場を持っています。また、ラインケアが進むように管理監督者に向けた職位別のメンタルへルス研修や安全衛生推進者を対象にした職場の環境改善、ストレス抑制を学ぶセミナーなどを実施しています。また、セルフケアとラインケアの双方に関するものですが、労働安全衛生法の改正を受けて、昨年度からストレスチェック制度を始めています。これは、職員が自己のストレスに気づき、セルフケアを行うきっかけとするとともに、職場環境改善につなげて、働きやすい職場づくりを進めるというもので、ストレスチェックの結果を踏まえた医師による面接指導の勧奨や所属ごとの集団分析、職場環境改善に向けた講習会の開催に積極的に取り組んでいます。

このような取り組みを通じて、メンタル不調による休暇者の減少を目指していきたいと 考えています。以上です。

○山村委員 それをやって改善はどうあったのかを聞きたいのですが、昨年からストレスチェックなどもやって、個別のケアにも取り組んでいたとのことですが、今回このような事態が起こっています。ですので、そのような決まったことをずっとやっていても本当に効果があるのかをきちんと検証しなければ何にもならないと思いますが、いかがですか。 ○小槻総務厚生センター所長 メンタルヘルスケアについては、総合的な対策を講じることが必要です。例えば、先ほど申し上げた相談として「ほっと・ルーム」というカウンセラーや臨床心理士への相談の場を設けており、利用実績は昨年度は280人で、年々かなりふえているのですが、そのような場を設けることで職員のストレス抑制につながっているのではないかと思っています。ストレスチェックも有効な手立てだと思います。それをすることで職場の意識や、個人が気をつけなければいけないことが出てきますので、受検の働きかけを進めていきたいと思っています。効果的な取り組み、支援は引き続き検討していきたいと考えています。 **〇山村委員** 取り組みによっていろいろ工夫もして、今後もやっていくとは思いますが、 実際に防げなかったことについて、やはり深く反省もあるだろうし、検討も要るだろうと 思っています。

メンタルヘルスケアの基本的なことは、早期発見や早期治療、心の病に陥ったときにいるいろな形で対応する以前に、やはりそのようなことにならない職場をつくることが一番大事ではないかと思います。職場で健康に働けることや、生きがいや働きがいを見出せることの根本には、長時間の過密労働をなくさなければならないし、人間関係の面でもストレスを感じるということをなくしていくという、予防的に県ができることをきちんとやらない限り、後追いになってしまうと思います。

そのためには、上司がきちんと労働時間を管理し、仕事のノルマ、内容、過重がどのような状態で一人の職員にかかっているのかを把握して、休暇を適切にとるなどの対策をきちんとやっていかなければならないと思います。電通の事件の裁判の判決の中でも、上司は本人がいろいろな形で抱えている悩みや健康状態も含めて、仕事の状況をきちんと把握をして軽減できるように取り組まないといけないと義務づけられていると言われています。奈良県ではどうなっているのかが問題だと思いますが、その点の取り組みはどうかお聞きします。

〇乾人事課長 山村委員のご指摘は、まず、職員の勤務実態の把握をきちんとしなければ いけないのではないかという趣旨かと思います。

人事課としても、職員の勤務実態の把握は非常に重要なことだと考えています。以前から、勤務実態の把握の手段として、出退勤システムのデータは持っていますが、膨大であり、また、カードの通し忘れなどで出退勤の時間がとれない場合があり、データの精度に疑義があること、それについては、なかなか全てのデータの精度を高くすることはできないことを答弁させていただいていました。ただ、そのようなことをずっと言っているわけにもいきません。先日の本会議でも、全庁全ての精度を高くした調査は、今申したように無理ですが、10分の1程度を絞って、少し精度を落としてカードの通し忘れなどの突合の作業を除いた上で、できる限りの実態把握の調査をしたいという答弁があったところです。2カ月程度を目途として、データの整理をして、実態のトレンドなどを把握していきたいと思っているところです。今後、実態把握した上でどのような対策をとっていけるかを検討していきたいと思っているところです。

また、対人関係については、先ほど小槻総務厚生センター所長からも説明がありました

が、人事課で所管している職員の研修について、係長、課長補佐、課長等々のそれぞれの職位研修の場で、働きやすい職場づくり等について研修を行っているところです。以上です。

〇山村委員 実態把握については、今までは何度聞いても、出退勤システムがそのようになっていないからできないという答えでしたが、今回初めて、一部ではありますが、やってみたいということで、やる気がないわけではないとは思えました。しかし、なぜ資料が膨大にあって早急にきちんと出てこないのかが理解できないのですが、システムそのものを変更するなどでは対応できないのでしょうか。それができたら一番いいと思いますが、それはできないのですか。

○乾人事課長 私の説明が悪くて、済みません。データの数量ですが、1カ月間で職員掛ける日数分のデータになりますので、10何万件の膨大なデータを持っています。あわせてデータの精度の問題があり、奈良県の職員は出退勤カードを庁舎に入ったとき、帰るときに通すシステムになっていますが、その通し忘れや、直行で出張に行った場合、出張先から直接帰った場合など、データを持たない部分があり、実際の入庁、退庁の時間と超過勤務手当の支払った時間との差が多分山村委員がおっしゃる超過勤務命令を受けていない在庁時間かと思いますが、データを持たない部分も含めて整合をとろうとすれば、人海戦術で見ていかなければいけないということで、システムの問題プラスデータの精度の問題があります。先ほど申したように、その辺のノイズというか、データ以外の要素を省いた上で、10分の1程度なら2カ月程度でできるかと取り組んでいきたいと思っているところです。なかなかシステムだけでは対応できないことをご理解いただきたいと思います。

〇山村委員 確かに、本人のカード通し忘れなどいろいろな問題があることは私も理解できますが、全てがそうではないと思うし、今の発達した機器がある時代にシステムで何かうまくできないものかとすごく思いますが、とにかく一刻も早く一人ひとりの実態をきちんと把握して、締めつけではなく、一人ひとりが人間らしく働ける状況をきちんと上司が管理できるようにしていくことを求めます。

もう1点は、出退勤システムについて、職員が自分のカードを通した状況を自分で把握 できないと聞いていますが、それはそういうことですか。

○乾人事課長 出退勤システムを導入したもともとの経緯ですが、まだまだ他府県はそうですが、それまでの判こを押すタイプの紙の出勤簿にかわるものとしてシステムを組んでいます。山村委員がお述べのように、一般職員は、自分が遅刻したかどうかはわかります。

が、何時に入ったかはわからないシステムになっています。所属長は当然わかりますけれ ども、一般職員にはわからないシステムです。

〇山村委員 自分自身で確認できるようにすべきだと思うのですが、実際、例えば、過労死になるかどうかはわからないにしても、体に不調を起こしたり、地方公務員災害補償を認めてもらおうと思うときにも、自分がどれだけいつまで働いていたのか、いつまで在庁していたのかがわからないのでは困ると思います。所属長だけではなく、きちんと本人にもわかるように改善していただきたいと思いますが、できないですか。

○乾人事課長 今のシステムでは、そのような仕様にはなっていませんが、それも今後の 検討課題かと思っているところです。以上です。

〇山村委員 それを前向きにやっていただいて、とにかくこれ以上、犠牲になるようなことは本当にあってはならないことで、他府県と比べてあまり変わりがないなどという問題ではなく、一人もあってはならないことですので、改善できることを一刻も早く進めていただきたいと申して終わります。

〇猪奥委員 先日の一般質問での質問に対する答弁をお聞きして、もう一度お聞きしたい と思います。

まず、広報についてお伺いします。広報は幾つか問題があると思っていまして、1つは、奈良県としてのPRの力がなかなか弱いと言われているのが現状かと思います。広報は、広報広聴課がしている分と各担当課でしている分といろいろあり、チラシ、印刷物、ジャーナルなどいろいろつくっていますが、残念ながらそれらが重複して出てしまっている格好もあるように思います。以前にも申しましたが、女性活躍推進課が女性の翻訳家を育成するために「Simply NARA」という英語のガイドのようなものをつくった一方で、観光局の国際担当でもそういったものをつくっている。それぞれの担当課で広報物をつくるのは、それはそうだと思いますが、完成に至る前までに広報広聴課が広報の視点で関与することが必要だと思うのです。広報広聴課のホームページや、県民だより奈良などの自前の媒体だけではなく、それぞれの担当課でつくる広報物に関して、広報広聴課が関与できることが必要だと思っていますが、この点の考え方を教えてください。

○舟木広報広聴課長 猪奥委員がお述べのとおり、県庁内ではジャーナルや刊行物がいろいろあります。広報広聴課では、確かに県民だより奈良というジャーナルを発行していますが、各担当課において、広報広聴課で把握している限りでも20数個のジャーナルがあり、ジャーナル以外にも、例えば、観光のためのPR用のパンフレットがあったり、最近

では、奈良県大芸術祭や「国文祭・障文祭なら2017」のパンフレット、チラシ等、ムジークフェストのガイドブックなどがあると認識していますが、そういった刊行物の発行に関しては、事業の趣旨、目的に基づいて、どういった層、どういった地域を対象とするか、また時期はいつがいいのか、内容をどうするのかなどを総合的に事業担当課で判断して発行していると判断していますので、広報広聴課としては、各事業の広報ツールを用意しています。県民だより奈良、新聞広告、ホームページ、テレビなどでのPR等後方的な支援をすることはあり、また、各担当課が作成するパンフレットやジャーナルについて、例えば、写真の撮り方や構成の仕方などで相談を受けることはありますが、作成の段階から広報広聴課が参加をする形にはなっていません。以上です。

○猪奥委員 それぞれの担当課で企画や事業を練り上げるのは当たり前だと思いますが、 事業の中身をよくすることと、対外的にどのようにPRをしていくかはまた違う視点だと 思いますので、対外的PRについては、広報広聴課で担当していただければと思っている のです。多分、優先順位の問題もあるかもしれませんが、例えば、広報広聴課で制作アド バイザーみたいな方を1人入れると、いろいろなことを広報広聴課に相談したら成果が上 がるという、いい循環になると思うのです。それぞれの事業担当課で刷り物や制作物をつ くるに当たって、会社に発注しているものもたくさんありますが、予算がないですから、 ワードやエクセルを使って担当課でつくっているチラシなどもたくさんあり、どうしても 自分でつくると文字ばかりになってしまいますし、このようなものの精度を一つ一つ上げ ていくことも事業の成果を上げていくことに直結すると思うのです。

それからもう一つ、県に担当課がないことで、報道に取り上げられることもたくさんあるのではないですか。大立山まつりのパブリシティーの広告換算額について報告していただきましたが、パブリシティーというものは、県が発信をして、メディアに載った結果、これくらい影響があったということが広告換算額で出るということで、これは発信した県の担当課で見たらいいと思いますが、県としてやっていない事業、発信していない事業、担当課を持たない事柄に関して、報道されることがたくさんあると思います。最近では、知事が天皇陛下退位後の離宮を奈良に造ることを検討というような報道がありましたけれども、あえて知事が発したことが少しネガティブな感じで報道されることは多々あるかと思います。それがどうやって報道されているかを誰が見るのかについては、広報広聴課が見るべきだと思っていますが、県に担当課がない事業について、マスコミ報道のキャッチはどこが担当するのでしょうか。

○舟木広報広聴課長 担当課がない事業についてどこが把握するかですが、その前に、テレビでの報道の話もありましたので、それに関して簡単に説明しますと、広報広聴課で3台の機器を使って大体2週間分、24時間分の全ての番組を録画しており、その中には、もちろん県についての報道も含まれています。そのような報道には、やはり少なくとも県のどこかの課が関与する話が多いですので、例えば奈良公園の話やイベントでの話が報道されましたら、担当課の職員と連携をし合い、その報道の関係部分について内容を上司に報告し、中身について対処が必要な場合は検討するといった体制で進めています。以上です。

〇猪奥委員 議会の質問を準備するときでも、担当課がないからなかなか答弁が難しいというようなことを、議員は日常的に言われていますので、担当課がないこともたくさんあると思います。担当課がなくて報道されている県についてのことや、県側がお願いして報道されているわけではなく報道ベースにのっていることはたくさんあると思いますので、それどこが担当をし、責任を持って見ていくかは、決めたほうがいいと思います。検討してください。

次にもう一つ、ユニバーサルツーリズムについて、一般質問したことを受けてですが、 今は、障害を持った方が泊まるときに、JTBのトラベルセンターなどで相談していただ ける体制をつくっていただいていますが、国民文化祭・障害者芸術文化祭が終わった後は 同様の問い合わせはどちらにしたらいいでしょうか。

〇中西ならの観光力向上課長 トラベルセンターについては、今は、国民文化祭・障害者芸術文化祭用として設置されていますが、それが終わった後は、トラベルセンターそのものは一旦なくなる形になります。本会議の答弁でもありましたが、そのような体制ができていないのが事実でして、県の観光案内所を中心にデータをしっかりと集約して、ご紹介できる体制ができないか検討をしているところです。以上です。

〇猪奥委員 ユニバーサルツーリズムとは、例えばご家族の方に障害がある方がいて、一緒に旅行しようかとなったときに、そこが泊まれるのか泊まれないのかは、ご自身で判断をされるのです。相手先の状況によって自分のハードルと相手先のハードルとを合わせるため、情報が提供できる状態になっていることが非常に重要だと思います。

奈良県の観光は、インバウンドに非常に力を入れていて、障害を持った方や、高齢者に向けては余り積極的にやっていただけていないと思っているため、荒井知事に結構自信 満々な答弁をされて少し驚きましたが、国民文化祭・障害者芸術文化祭を実施して知見が たくさん蓄積されると思うのです。今でもう6月ですから、4月からトラベルセンターを 設置されて、もう既にたくさん知見が蓄積されていると思いますし、9月までの3カ月間 やった後、これができなかった、あれができなかった、こうすればよかったということは、 必ず次につなげていただきたいと思います。荒井知事の答弁に協議会をつくったところで 民間の協力が得られなかったら云々という愚痴がありましたが、何らかの形はつくってい っていただき、同時並行で協議を進めていただきたいと思います。これについては以上で す。

もう一つ、外国人観光客をどのように対応するかという話の中で、奈良県の中で外国人が一番多いエリアは、県庁のあたりの奈良公園の周辺だと思いますが、以前お聞きしたときには、このエリアというくくりでどれくらい外国の方がいらっしゃるかの調査は、奈良県としてはやっていないとのことでしたが、そのような調査はやっていますか、数はありますか。

- **〇中西ならの観光力向上課長** 特に奈良公園という範囲での調査は実施していません。
- **〇猪奥委員** 奈良公園という範囲中にどれくらいおられるのかがわからないと、外国人向けの施策は打てないと思います。数として把握をすべきだと思いますし、調査をしていただきたいと思います。

外国人観光客に対する安全確保の取り組みについて、一般質問で安田警察本部長にお尋ねしましたが、こういった調査を受けて、では警察としてはどのようなことができるのかを連携をとりながらやっていただきたいと思うのです。多分県内全域での取り組みと、局地的にやらなければならないことは全然違うと思いますし、奈良県の場合、訪日外国人であれば、やはり奈良公園エリアにはほとんどお見えになると思いますので、その辺りは一緒に連携をしていただきたいと思います。昨年に警察庁通達「訪日外国人等の急増への対応について」が出て、それぞれの都道府県警察で訪日外国人への対策について取り組みを進めていると思いますが、その中で事例なども紹介されており、臨時の外国人向けの交番なども設置できるようになっていますので、県全体ではそれほど多いわけではないけれども、ここで見たら多いということは考えていっていただきたいと思います。

それから、安田警察本部長には一般質問への答弁でタブレット導入を検討しているとおっしゃっていただきましたが、導入の検討状況、台数や、これからについて、わかっていれば教えていただきたいと思います。

〇安田警察本部長 手元に詳細な資料はないので申しわけないのですけれども、タブレッ

ト端末を持っていますと、相手の人に外国語で話してもらえば、それが翻訳をされた形で出てきて、その内容をこちらが理解できて、こちらが日本語で話すとそれが外国語に翻訳をされて相手の方に理解していただけるということで、いずれにしても非常に有効な手段です。ただ、一般的なタブレット端末の一般的な翻訳機能だけでは、警察の業務に必要な特殊な専門用語に対応しておらず、それについても対応できるようにしなければならないので、そのためのソフトの開発も必要になってくると思っています。他県で既に導入をしているところもあると承知をしていますので、その辺等もきちんと勉強して、当県においても導入ができるように前向きに検討をしているところです。もちろんお金のかかる問題ですので、予算について、財政当局のご理解もいただきながら前向きに配備できるように取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○川田委員 先ほど質問を続けていた中で、忘れていたことです。山村委員からも話が出ていました出退勤システムについて、先日乾人事課長から説明を受けたのですけれども、何とガラパゴスのやり方をやっているのかと驚きました。市役所レベルでは、県のようなところは多分もうないと思います。各職員のパソコンに出退勤のソフトが入っていて、それで出勤したら押す、帰るときにはまた押して帰る、そのプログラムでは、超過勤務や土日出勤の上司命令も上司がパソコンから入れられ、給料計算まで全部一括でやってしまうというのが、もう普通だと思っていました。このシステムならば、人件費だけでもかなり浮くのではないですか。先ほど野村税務課長から話があった3億円超の減収くらい、すぐ取り返せると思うのですけれども。香芝市でも10年くらい前に導入していますので、一度見に行ってください。諸々のデータは全部一括で出てきますので、絶対楽ですから。先ほど何十万件か、何万件か言っていましたが、そのようなアナログなことを今時やることは絶対にないと思います。導入してください。

今でもデータはありますね。ノイズがどうのこうのと言っていましたが、データがあるのならば、部署ごとに出してもらえないですか。自分で分析しますよ。別に少々ノイズが入っていても、統計学でいけば一発で出るのではないですか、ただやらないだけで。度々議会で質問している砂防指定地の地図でも、難しいと皆言いますが、実際やったらできますし。GISがあって登記簿情報からいけば全部ぴったり合います。登記簿情報に国土交通省が言うように入らなければいけませんが、全部入っています。県の言うことと私の言っていることとのギャップがあり過ぎて、もう少し現代的にやっていただきたいと思います。だから、それだけ調べていただきたいということと、出退勤データだけ出してくださ

い。個人情報は全部抜いてもらって、番号でもいいですから。これくらいパソコン入れた らすぐにできます。人事課でも私もやって、どちらが早く、正確にできるか一回やってみ たらいいのではないですか。それだけお願いして質問を終わります。

〇奥山委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を打ち切ります。

次に、委員長報告についてでありますが、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

特別な事情がない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思います。昨年6月より、理事者におかれましても、種々の問題について積極的に取り組みをいただきました。委員各位には、県政推進上、とりわけ重要かつ広範にわたる当委員会所管の事項につきまして、終始熱心にご審議いただきました。おかげさまをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを委員各位並びに理事者の皆様方に厚く感謝申し上げたいと思います。

これをもちまして、正副委員長代表してお礼のご挨拶にさせていただきたいと思います。 ありがとうございました。

それでは、本日の委員会を終わります。